



NISSAY

---

財形年金積立保険「ニッセイ積立型財形年金」  
**ご契約のしおり一定款・約款**

---

この冊子は、ご契約についての大切なことがらを記載したものです。  
必ずご一読のうえ契約者証とともに大切に保管し、ご活用ください。

日本生命保険相互会社

## ご契約者のみなさまへのお願い

当社は、みなさま方のご意向を、つねに会社経営に反映するよう努めてまいりました。

今後ともみなさま方のご信頼とご愛顧にお応えいたしたいと存じますので、当社の経営につきまして、ご意見がございましたら、文書にて当社本店宛お寄せください。

## も く じ

○お願いとお知らせ	2
○ご契約のしおり	15
○定 款	58

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを記載したものです。(※)

○財形年金積立保険普通保険約款	67
-----------------	----

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載したものです。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、大切なご契約内容を十分ご理解ください。

○当社の定めるところにより計算される金額について	106
--------------------------	-----

具体的な計算方法又は計算例を記載しております。

○ご相談やお問合せ先	111
------------	-----

(※) 2023年11月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。変更後の内容につきましては、当社ホームページでご覧いただけます。

また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、当冊子末尾に記載の相談窓口へご連絡ください。

### ■生命保険募集人について

#### ○契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、ご契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときにご契約は成立します。

生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人がご契約のお申込みに対して承諾をすればご契約は成立します。

#### ○当社の生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客様と当社の契約締結の媒介を行うもので、契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は、お客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

### ■当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

○当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実にを行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。

○保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

○なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

## ■ 「生命保険契約者保護機構」について

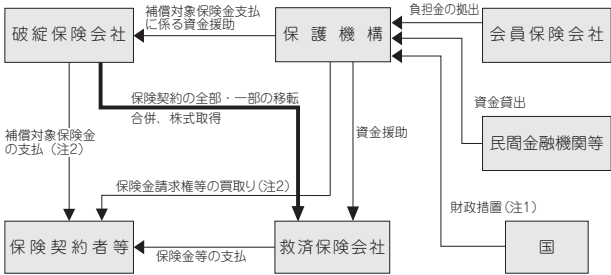
○ 「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)の概要は以下のとおりです。

- ・ 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・ 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・ 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（\*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（\*2）を除き、責任準備金等（\*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（\*4））
- ・ なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

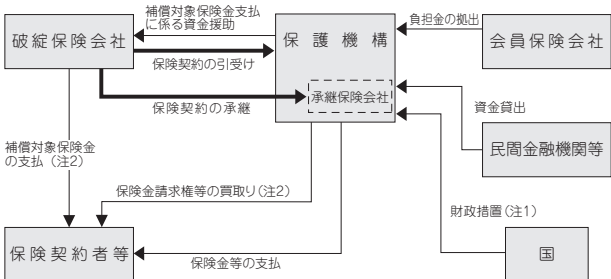
- \* 1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）
- \* 2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。  
高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間に於ける各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}  
(※1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。  
(※2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- \* 3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金等をいいます。
- \* 4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

## 【仕組みの概略図】

### ○救済保険会社が現れた場合



### ○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、\*2に記載の率となります。)

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。（最新の内容については、当社ホームページで確認できます。）
- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

・生命保険契約者保護機構

電話番号 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp>

※2023年1月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。最新の内容については、当社ホームページをご確認ください。



## ■個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱いについて）

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

### 1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他業務上必要な範囲で収集します。

### 2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

### 3. 情報の収集方法

ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書・請求書・アンケート等（電磁的方法を含む）により収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

### 4. 利用目的

お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

なお、お客様にご案内したメール等のメッセージやピラ等のコンテンツ・当社のウェブサイトやアプリの閲覧履

歴、お客様の取引履歴等の情報を分析して、各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただきます場合がございます。

お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- (1) 保険取引に関する支払調書作成事務
- (2) 企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務
- (3) 投資信託に関する口座開設事務および支払調書作成事務
- (4) 不動産取引に関する支払調書作成事務
- (5) 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- (6) その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

## 5. 情報の管理・安全管理措置

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

## 6. 情報の提供

ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。

- (1) あらかじめお客様の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- (3) ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
- (4) 個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- (5) その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合

お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を

行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

## 7. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

## 8. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

## 9. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

## 10. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

○個人情報の取扱いに関する相談窓口

ニッセイコールセンター

0120-201-021（通話料無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

（祝日・12/31～1/3を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

<お問合せ先>

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp>

※最新の個人情報保護方針は当社ホームページ

(<https://www.nissay.co.jp>)をご確認ください。

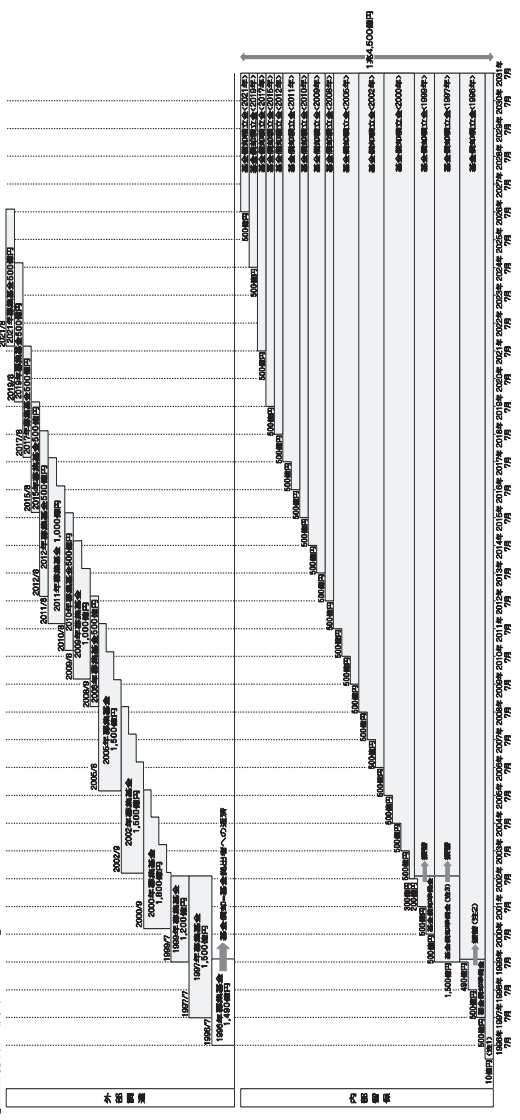
## ■「財産的基礎の充実」について

- 当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。
- 基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募集状況は以下のとおりです。

	2015年度	2017年度	2019年度	2021年度
①募集額	500億円	500億円	500億円	500億円
②償却期間	4年	4年	5年	5年
③金利	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)

- これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は1兆4,500億円となっております。

【基金募集と償却のしくみ】



(注1) 保険業法に定める最低基金総額10億円。

(注2) 保険業法第56条：基金を償却するときは、その償却する金額に相当する金額を、基金償却積立金として積立てなければならぬ。  
基金償却の準備財源として任意積立金に基金償却積立金に基金償却時、基金償却時に基金償却積立金に振替えられる。

(注3) 1999年度～2001年度決算に予定していた基金償却準備金1,500億円の積立てを前倒して実施。

## ■相互会社運営について

### 相互会社

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は、ご契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく相互会社の形態をとっています。
- 相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となり、「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。

### 総代会の位置づけと運営

- 「総代会」は、保険業法に基づき、社員総会に代わるべき機関として設置され、社員の中から選出された「総代」により構成されます。これは、株式会社における株主総会に相当する位置づけにあり、定款の変更、剰余金の処分、取締役の選任等の審議と決議を行います。
- 社員は、総代会を傍聴することができます。お申込方法は、総代会開催前に、当社の各店頭に掲示するポスター、当社ホームページ(<https://www.nissay.co.jp>)にてお知らせします。
- (注) 傍聴者は、次の資格を満たす必要があります。
  - ・社員のうち、前年度末において1年以上有効に継続しており、かつ総代会当日に引続き有効に継続している保険契約の契約者であること、またはその法定代理人であること。
  - ・総代会当日に、年齢が満18歳に達していること。
- 総代会の議事録および議事要旨（質疑応答の要旨）は、当社ホームページ (<https://www.nissay.co.jp>) にてご覧いただけます。

### 総代とその選出

#### (総代)

- 総代の任期は4年（重任限度は通算8年）です。
- 総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢等の面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

#### (総代の選出)

- 総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、「総代候補者選考委員会」が候

補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるように「社員投票」を実施する方式を採用しています。

- 具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。
  - ・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
  - ・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。(社員投票は、2年に1度実施しており、投票書類を全社員に送付します。)

## 社員の権利義務

- 社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。  
また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

## ニッセイ懇話会

- 「ニッセイ懇話会」は、広く全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービス等に関するご意見・ご要望をお伺いする場として、1975年以来、毎年開催しています。主なご意見・ご要望と、その対応については、総代会にも報告しています。
- ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

## 相互会社運営に関する意見等の申出方法

- 総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6  
日本生命保険相互会社 企画総務部

## ■お取扱いは勤務先との協定によります

- ご契約を大切にお守りするため事務の取扱いについて勤務先と当社で協定いたしております。事務上のお取扱事項は勤務先の規定によるほかこの協定に従って運営いたします。
- ご契約上のご連絡事項はすべて勤務先を経由してお願いいたします。また当社からのご連絡なども原則として勤務先を経由いたします。

- 非課税申告書の内容（氏名、住所、勤務先、賃金の支払者、非課税限度額）に変更があった場合には、速やかに変更申込書を提出願います。
- ご契約に関するご照会やご連絡の際には、契約コード、勤務先、氏名およびご住所を明記ください。



## ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすくご説明しております。

なお、「ご契約のしおり」では、「障害」を「障がい」と表記しています。（法律、政令、規則等の法令で用いられている用語については「障害」とそのまま表記する場合があります。）

# 「ご契約のしおり」もくじ

<b>主な保険用語のご説明</b> .....	18
<b>財形年金積立保険の特長としくみ</b> .....	20
1. 特長 .....	20
2. 年金のしくみ .....	21
3. 年金の種類と型 .....	22
□上乗せ年金 .....	25
4. 災害死亡（災害高度障がい）保険金のお支払い .....	26
5. 死亡（高度障がい）給付金のお支払い .....	27
<b>ご契約から年金のお支払いまで</b> .....	28
————— I. お 申 込 み —————	
1. ご契約者の範囲 .....	30
2. 受取人について .....	30
————— II. 保険料のお払込み —————	
1. 第1回保険料相当額が賃金から控除された 日からご契約の責任を開始します .....	31
2. 保険料のお払込み .....	31
3. お払込保険料の最高限度額 .....	32
4. 積立金のしくみ・元本割れ期間 .....	33
5. 事情の変更について .....	34
6. 社員配当金について .....	34
7. 積立金残高のご通知について .....	35
8. 財形持家融資制度を利用することができます .....	35
<b>A. 契約内容を変更したい時</b>	
1. 払込保険料額・保険料払込期間・ 年金の種類・型等の変更 .....	36
2. その他の変更 .....	36

## B. 退職される時等

- 1. 退職される場合 ..... 37
- 2. 海外への転勤をされる場合 ..... 39
- 3. 育児休業等を取得される場合 ..... 40

## C. 保険金等のお支払いについて

- 1. 保険金・給付金のお支払い ..... 41
- 2. 保険金・給付金をお支払いできないことがあります ..... 42

## D. 解約の時

- 1. 解約について ..... 45
- 2. 要件違反による解約 ..... 46
- 3. 債権者等による解約について ..... 47

## Ⅲ. 保険料払込終了

- 1. 保険料払込期間終了時の手続き ..... 48

## Ⅳ. 年金支払開始前

- 1. 年金支払開始の手続き ..... 49

## Ⅴ. 年金支払開始日

- 1. 年金支払開始時の取扱い ..... 49
  - (参考) 年金額の計算方法 ..... 50
  - 年金・保険金・給付金のお支払期限について ..... 52
  - 年金・保険金・給付金等請求の必要書類一覧表 ..... 52
  - 税制上の提出書類 ..... 55

## 主な保険用語のご説明

定 款	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものです。
約 款	“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載したものです。
契 約 者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（契約内容変更等の請求権等）と義務（保険料支払義務等）を有する人をいいます。この保険の場合は、勤労者財産形成促進法に定める勤労者に限ります。（⇒30ページ参照）
被 保 険 者	その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。 この保険の場合は、ご契約者と同一人となります。
受 取 人	年金・保険金・給付金を受取る人のことをいいます。 （⇒30ページ参照）
契 約 者 証	この保険にご加入の証としてご契約者あてに発行するものです。
年 金 証 書	年金額や年金支払期間等の内容を具体的に記載したものです。
責 任 開 始 日	当社がご契約上の保障を開始する日をいいます。この保険の場合は、第1回保険料相当額が賃金から控除された日となります。 （⇒31ページ参照）
契 約 日	保険期間の計算の基準日となる日をいいます。この保険の場合は、上記の責任開始日を基準として勤務先単位で定まる日となります。
契 約 応 当 日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。

第1回保険料 相 当 額	当社がご契約の承諾をする前に賃金から最初に控除されたお金のことで、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
保 險 料	ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。
予 定 利 率	お払込保険料から、災害時のお支払いやご契約の維持運営に充てられる経費を控除した保険料部分（積立金として積立てられる保険料）に付利される利率のことです。
積 立 金	将来の保険金等を支払うために、保険料の中から積立て、予定利率等が付利されたものをいいます。 表1「積立金額例表」にこの金額を例示しています。 (⇒106ページ参照)
社 員 配 当 金	決算により生じた剰余金からご契約者等に分配するお金をいいます。 (⇒34ページ参照)
返 戻 金	ご契約を解約された場合等に、ご契約者にお払戻しするお金のことをいいます。 表5「返戻金額例表」にこの金額を例示しています。 (⇒110ページ参照)
差 益	返戻金および配当金のお支払合計額から払込保険料累計額を差引いたお金のことをいいます。
保険金・給付金	被保険者が死亡・所定の高度障がい状態になられたときに当社からお支払いするお金のことをいいます。
年 金 支 払 日	被保険者の年齢が満60歳以降の年金支払開始年齢に達する契約応当日（年金支払開始日）およびその後の年金支払開始日の毎年の応当日をいいます。

# 財形年金積立保険の特長としくみ

## 1. 特長

- (1)お受取りになる年金は年金支払期間を通じて非課税です。
- (2)この保険は、被保険者が満60歳になられて以降所定の日  
に年金をお支払いし老後の生活安定を図るものです。
- (3)万一の場合に備え、災害保障がついています。(⇒26ページ参照)  
年金支払開始日前に災害により死亡・所定の高度障がい状態になられたときは、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額が災害死亡（災害高度障がい）保険金として支払われます。
- (4)便利な天引貯蓄です。  
給与・賞与からの天引貯蓄ですので預入れの手間がかからず、確実に積立てることができます。
- (5)財形持家融資が受けられます。(⇒35ページ参照)  
マイホーム取得時等に所定の要件を満たしている場合は、財形持家融資が受けられます。

## 2. 年金のしくみ

年金の種類	10年保証終身年金	確定年金
特長	被保険者が生存されている限り、一生涯お支払いします。	被保険者が生存されている限り、所定の期間（6年、10年、15年）お支払いします。
お支払金額※1	実際のお支払年金額は、年金支払開始日前日の積立金額と年金支払開始時における当社で適用する計算の基礎（予定利率等）により計算します。	
年金支払の日	被保険者が年金支払開始日まで生存されたときは、その日を第1回の年金支払日とし、以降所定の日にお支払いします。 ※年金支払開始日は、被保険者の年齢が満60歳以降のご指定の年金支払開始年齢に達する契約応当日となります。 ⇒「〔参考〕年金額の計算方法」(50ページ)を参照ください。	
年金受取人	被 保 険 者	
年金のお支払中に被保険者が死亡された場合の取扱い※1	死亡された時期により異なります。（年金の受取回数によっては、年金受取累計額が払込保険料累計額を下回ることがあります。） ①保証期間中 第10回までの年金のうちの未払年金の現価（※2）を法定相続人に一時金でお支払いします。 ②保証期間経過後 一時金、年金のお支払いはありません。 （なお、①、②ともご契約は消滅します。）	年金のうち未払年金の現価（※2）を法定相続人に一時金でお支払いします。 （なお、ご契約は消滅します。）

※1 約款第36条（事情の変更）により、積立金額等の計算の基礎（予定利率等）または106ページから110ページの表1～5を変更することがあります。

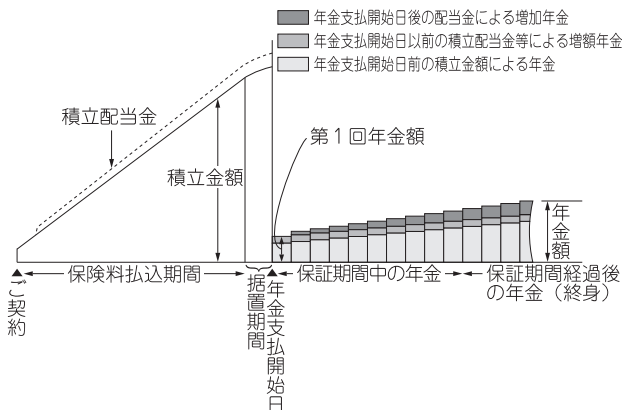
※2 表3「未払年金の現価」（108ページ）と表4「増加年金の未払年金の現価」（109ページ）を参照ください。

### 3. 年金の種類と型

#### ①10年保証終身年金

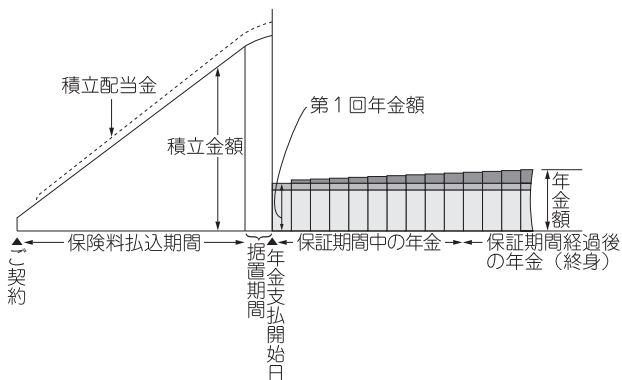
##### 逓増型 約款第5条

- ・第2回以後の年金は、前回の年金額に第1回年金額の5%相当額を加算した金額をお支払いします。



##### 定額型 約款第5条

- ・第2回以後の年金は、第1回年金額と同額をお支払いします。

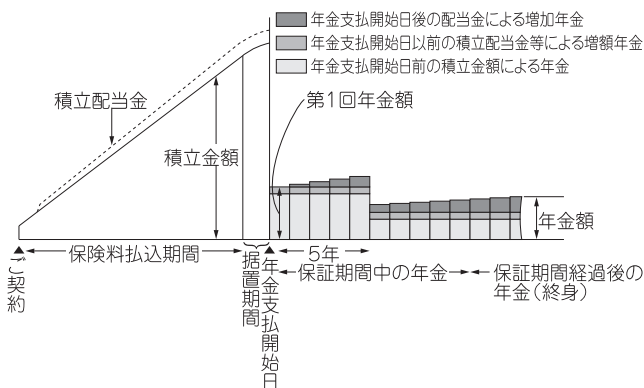




## 前厚型

### 約款第38条

- ・ 第5回までの年金は、第1回年金額と同額をお支払いします。
- ・ 第6回以後の年金は、第1回年金額の50%相当額をお支払いします。
- ・ 逡増型・定額型から前厚型へ変更を希望される場合は、最後の保険料払込日の2週間前までに、ご連絡いただく必要があります。  
(ご加入時には、前厚型のお取扱いはできません。)



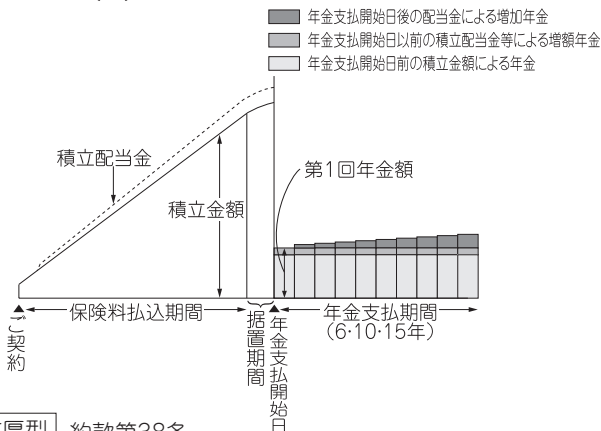
## ②確定年金

### 定額型

#### 約款第5条

- ・第2回以後の年金は、第1回年金額と同額をお支払いします。

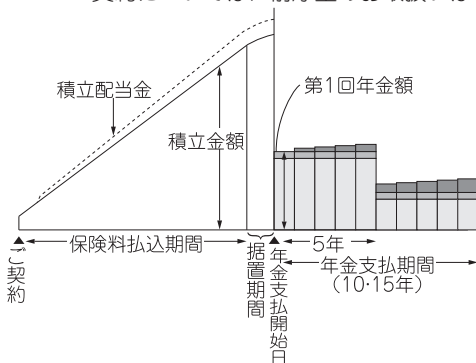
(注)確定年金は逓増型のお取扱いはできません。



### 前厚型

#### 約款第38条

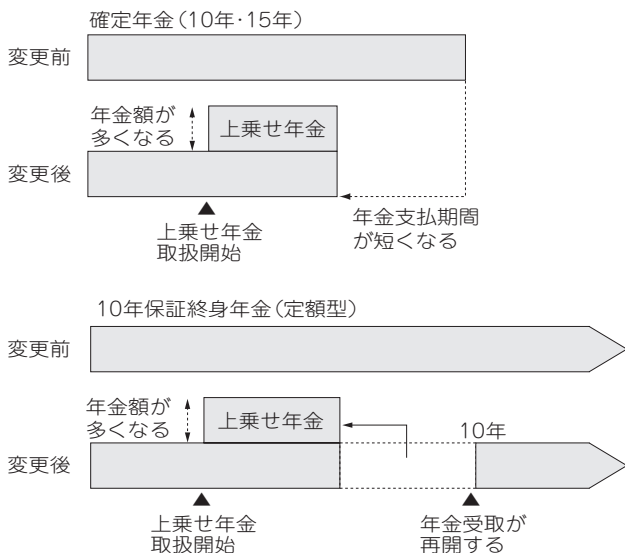
- ・第5回までの年金は、第1回年金額と同額をお支払いします。
- ・第6回以後の年金は、第1回年金額の50%相当額をお支払いします。
- ・定額型から前厚型へ変更を希望される場合は、最後の保険料払込日の2週間前までに、ご連絡いただく必要があります。ただし、年金支払期間が6年のご契約については、前厚型のお取扱いはできません。



## ■上乗せ年金（約款第39条）

被保険者またはその配偶者（内縁関係にある者を含みます。）が「約款別表5」に定める事由に該当している場合、年金受取人が年金支払開始日後に請求することにより上乗せ年金支払特則を適用し、1回に受取る年金額を多くすることができます。

〔しくみ図〕



- ・ 詳しくは約款第39条（91ページ）をご覧ください。
- ・ 次のいずれかに該当する場合には、上乗せ年金支払特則は取扱いません。
  1. 受取人の指定した上乗せ年金の年金支払期間が2年未満の場合
  2. 年金の型が前厚型の場合
  3. 確定年金で年金支払期間が当社の定める範囲外（6年確定年金）の場合
  4. すでに上乗せ年金の支払いを取扱っている場合
- ・ 上乗せ年金のお取扱いをご希望の際は、当社にご連絡ください。詳しい手続きをご案内いたします。

#### 4. 災害死亡(災害高度障がい) 保険金のお支払い

約款第5条

被保険者(ご契約者)が責任開始日以後に発生した約款「別表1」に定める「急激かつ偶発的な外来の事故」を直接の原因として、その事故が発生した日からその日を含めて180日以内でかつ年金支払開始日前に死亡または所定の高度障がい状態になられたときは、事故発生時の払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡(災害高度障がい) 保険金としてお支払いします。

○上記お支払事由のほか、責任開始日以後に発病した約款所定の感染症により年金支払開始日前に被保険者が死亡されたときも災害死亡保険金をお支払いします。

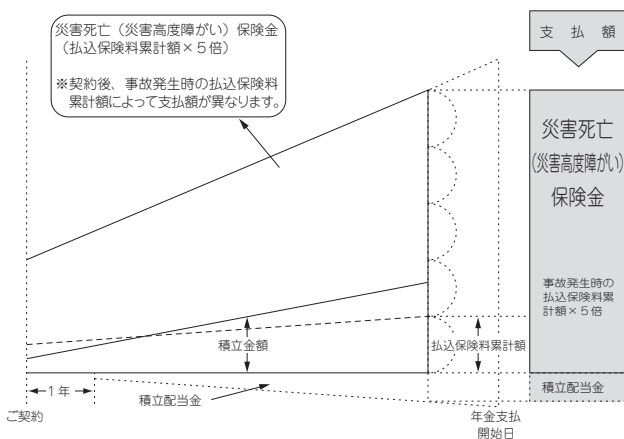
⇒約款「別表2 災害死亡保険金の支払対象となる感染症」(98ページ)をご覧ください。

ただし、保険金をお支払いできない場合があります。

⇒「保険金・給付金をお支払いできないことがあります」(42～44ページ)をご覧ください。

○災害高度障がい保険金をお支払いしたときは、所定の高度障がい状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。

○年金支払開始日以後については災害死亡(災害高度障がい) 保険金のお支払いはありません。



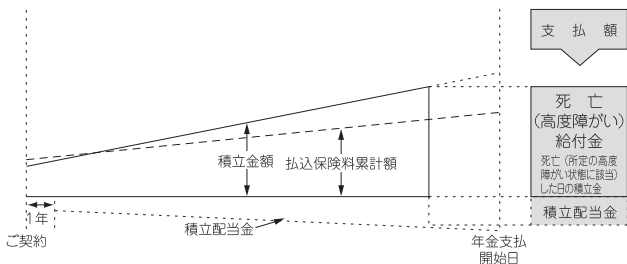
## 5. 死亡（高度障がい）給付金のお支払い 約款第5条

被保険者（ご契約者）が、年金支払開始日前に、死亡または責任開始日以後の傷害もしくは疾病によって所定の高度障がい状態になられたときは、災害死亡（災害高度障がい）保険金をお支払いする場合を除き、死亡（所定の高度障がい状態になられた）日における積立金額を死亡（高度障がい）給付金としてお支払いします。

○高度障がい給付金をお支払いしたときは、所定の高度障がい状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。

※年金支払開始日以後の死亡の場合は未払年金の現価を一時金でお支払いします。

10年保証終身年金で第10回の年金支払後に死亡された場合、お支払金はありません。



# ご契約から年金のお支払いまで

## I. お申込み

商品内容をご確認のうえ、お申込みいただきます。

○全金融機関をとおして1人1契約のみのご加入となります。

## II. 保険料のお払込み

保険料のお払込みにより年金の原資を積立てます。また、災害による死亡等にも備えます。

⇒31～47ページをご覧ください。

### A. 契約内容を変更したい時

■お手続きが必要です。

⇒36ページをご覧ください。

### B. 退職される時等

■お手続きが必要です。

⇒37～40ページをご覧ください。

### C. 保険金等のお支払いについて

■保険金・給付金をお支払いします。

⇒41～44ページをご覧ください。

### D. 解約の時

■解約返戻金をお支払いします。

⇒45～47ページをご覧ください。

### Ⅲ. 保険料払込終了

保険料のお払込終了に関するご案内をいたします。

■お手続きが必要です。

⇒48ページをご覧ください。

### Ⅳ. 年金支払開始前

年金のお支払開始に関するご案内をいたします。

■お手続きが必要です。

⇒49ページをご覧ください。

### Ⅴ. 年金支払開始日

年金支払開始日に被保険者が生存されているとき、第1回目の年金をお支払いします。

■年金をお支払いします。  
(年金証書を交付します。)

⇒49・50ページをご覧ください。

○年金額算出については、「(参考)年金額の計算方法」(50ページ)をご覧ください。

# I. お申込み

## 1. ご契約者の範囲

約款第1条

ご加入いただける方は、満15歳以上満55歳未満の勤労者です。  
○次の方は対象になりませんのでご注意ください。

- ・一般企業の代表権または業務執行権を有する社長および役員。ただし兼務役員（たとえば部長職兼務）の場合は対象となります。
- ・個人経営の事業主。
- ・市町村長等、公選によりその職につく方。および各種法人・団体・組合の代表者、理事長。
- ・家内労働者、家族従業員。
- ・長期間にわたる積立てができない方。
- ・委託、嘱託等で雇用関係がなく、報酬等が事業所得の方。

## 2. 受取人について

約款第1・5・29・30・31・32条

- (1)年金・災害高度障がい保険金・高度障がい給付金の受取人は被保険者（ご契約者）とし、変更することはできません。（年金支払中に被保険者が死亡された場合、未払年金があるときは、その現価を被保険者の法定相続人に支払います。）
- (2)災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、死亡給付金受取人とし、死亡給付金受取人は、被保険者の配偶者（内縁関係にある方を除きます。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序に従い、先順位にある方とします。（同一順位の受取人が2人以上の場合の受取割合は均等割合となります。）

ただし、ご契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金のお支払事由が生じるまでは、所定の手続きにより、受取人を指定・変更し、また法律上有効な遺言により、受取人を変更することができます。

○死亡給付金が支払われる場合で、被保険者の死亡が受取人の故意によるときは、死亡給付金の受取人（受取人のうち一部の受取人の故意によるときは、その部分の死亡給付金の受取人）は被保険者の法定相続人（2人以上の場合の受取割合は法定相続割合）とします。



## II. 保険料のお払込み

### 1. 第1回保険料相当額が賃金から控除された日からご契約の責任を開始します

約款第9条

お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合には、勤務先がこのご契約の第1回保険料に相当する金額をご契約者に支払う賃金から控除した日からご契約の責任を開始します。

#### 税制上の取扱い

お払込みいただいた保険料は、生命保険料控除の対象になりません。

### 2. 保険料のお払込み

約款第10・21条

- (1)保険料は、勤務先でご契約者の毎月（または毎賞与時）の賃金から控除していただいたうえで、勤務先にご契約者に代わってお払込みいただきます。（賃金控除等所定の方法以外では法令違反となり、お払込みいただくことはできません。）
- (2)保険料は、毎月・毎賞与時に定期的にお払込みいただくことが必要です。

財形年金として年金を受取るためには、5年以上の期間にわたって、毎年定期（1回以上）に積立てを行う必要があります。

#### ○保険料払込中断について

保険料のお払込みはいつでも中断することができます。ただし、最後に保険料が払込まれた日から2年を経過する日までに保険料のお払込みを再開されない場合は解約となります。その場合は課税扱となります。

- ⇒「海外への転勤をされる場合」（39ページ）
  - 「育児休業等を取得される場合」（40ページ）
- をあわせてご覧ください。

### 3. お払込保険料の最高限度額

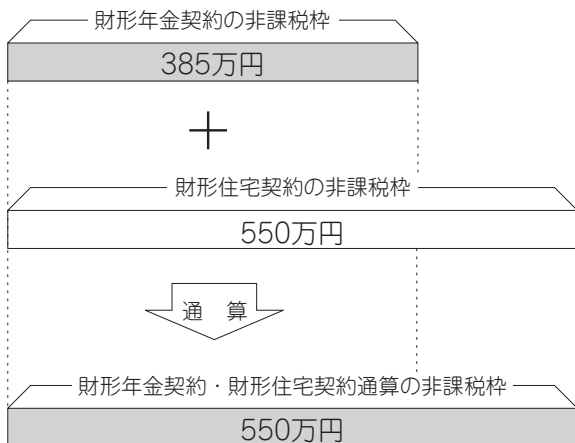
約款第13条

お払込保険料は、財産形成非課税年金貯蓄申告書でご契約者が申告した最高限度額までです。

もし、途中で最高限度額を超える場合は、その後の保険料のお払込みはできません。お払込みがあってもお返しすることになります。

最高限度額を変更される場合には、財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書を提出ください。

- 生命保険の財形年金の非課税枠は、払込限度額方式（お払込保険料の合計を元本とする方式）で385万円までです。（なお、財形としての非課税枠は、財形年金契約および財形住宅契約を通算して550万円までです。）



## 4. 積立金のしくみ・元本割れ期間

お払込みいただいた保険料は預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、災害時のお支払いや、ご契約の維持運営に充てられる経費を控除した保険料部分に予定利率（年0.7%）<sup>\*1</sup>が付利されて積立てられます。

このため、ご契約から一定期間は積立金が払込保険料累計額を下回る、いわゆる元本割れの状態となります。

・例えば、毎月払のみによるお払込みの場合、ご契約後23カ月間は元本割れとなります。

○賞与払保険料との併用または毎月払保険料額に変更がある場合等では元本割れ期間は23カ月より長くなることもあります。

⇒「表1 積立金額例表」<sup>\*2</sup>（106ページ）を参照ください。

○他の金融機関から退職・転職等に伴う預替え等を行った場合、預替え等から一定期間、積立金額は預替え時の元本を下回ります。

※1 予定利率等の変更について

約款第36条（事情の変更）により、積立金等の計算の基礎（予定利率等）を変更することがあります。

⇒「事情の変更について」（34ページ）をあわせてご覧ください。

※2 「積立金額例表」記載の積立金の変動性について

「積立金額例表」記載の積立金の数値は、予定利率年0.7%（2023年11月現在）がそのまま推移したと仮定して計算したものです。

したがって、実際の積立金は今後の金利水準等により変動することがありますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

## 5. 事情の変更について

約款第36条

- ・ 当社は、金利水準の低下その他著しい経済変動等この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法およびその関係法令の改正により特に必要があると認めるときは、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎（予定利率等）を将来に向かって変更することがあります。
- ・ したがって、将来の積立金の数値は確定しているものではなく、予定利率等の変更により、変動することがあります。
- ・ また、普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を変更するときは、変更日の2カ月前までにご契約者にその旨を通知します。

## 6. 社員配当金について

約款第14・15条

### (1)年金支払開始日以前の配当金

- ・ 配当金のご契約後2年目から積立てを開始します。
- ・ 毎年の配当金は、年単位の契約応当日から所定の利率により計算した利息をつけて積立てます。（利率は金利水準等により変動することがあります。利率については当社ホームページを参照ください。）なお、年金支払開始日まで継続した場合は年金額の増額にあてます。ただし、年金支払開始日前にご契約が消滅したときは、ご契約者（災害死亡保険金、死亡給付金支払のときはその受取人）にお支払いします。  
なお、積立配当金の途中引出しはできません。

### (2)年金支払開始日後の配当金

- ・ 配当金は、第2回年金支払日からお支払いし、年金額の増額にあてます。  
（この増額部分を増加年金といい、定額型とします。）

### ○社員配当金の変動性について

毎年の配当金額は、それぞれの積立時期の前年度決算により決定しますので、金利水準等により変動しゼロとなることもあります。

## 7. 積立金残高のご通知について

当社は年1回以上勤務先を経由してご契約者に「積立金残高通知書」を送付し、その時点での積立金残高をお知らせします。

## 8. 財形持家融資制度を利用することができます

この保険に加入した場合には、勤労者財産形成促進法第9条、第10条および第15条の規定に基づく財形融資制度を利用することができます。

### 財形持家融資

持家の取得に際し、独立行政法人勤労者退職金共済機構から勤務先等を通じて（公務員の場合は独立行政法人勤労者退職金共済機構から共済組合等を通じてまたは共済組合等から）または独立行政法人住宅金融支援機構もしくは沖縄振興開発金融公庫から融資が受けられます。

お手続き等につきましては勤務先の財形事務担当者、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、共済組合等または財形融資業務の取扱金融機関にお問合せください。

なお、個人融資の場合の資格の有無の判定および貸付限度額の決定の基準となる「預貯金等の額」とは、この保険の場合、責任準備金相当額と社員配当金（これに付される利息を含みます）の合計額をいいます。

## A. 契約内容を変更したい時

次の場合は必ず所定のお手続きを行ってください。

### 1. 払込保険料額・保険料払込期間・年金の種類・型等の変更

約款第28・41条

保険料払込期間中に限り、次のような変更を取扱います。

- (1)保険料の払込方法の変更
- (2)保険料額の変更  
1,000円単位で増額または減額できます。
- (3)保険料払込期間の変更
- (4)年金支払開始日の変更（ただし、契約日の年単位の応当日に限る）
- (5)年金の種類・型の変更
- (6)確定年金の年金支払期間の変更
- (7)年金の支払回数の変更

保険料払込期間終了後（据置期間中または年金支払開始後）の変更は法令上取扱うことができません。

### 2. その他の変更

次の内容に変更が生じた場合には、当社を經由して税務署への申告が必要ですので、必ず所定の用紙にて変更手続きを行ってください。

※「退職される場合」（37ページ）・「海外への転勤をされる場合」（39ページ）・「育児休業等を取得される場合」（40ページ）をあわせてご覧ください。

- (1)「財産形成非課税年金貯蓄申告書」で申告した最高限度額（当社に申告されている分）
- (2)ご契約者の氏名
- (3)ご契約者の住所（約款第35条）  
（注）住所変更の手続きが行われなかった場合、当社が知った最後の住所あてに発した通知は、ご契約者に到着したものとみなします。
- (4)勤務先  
ご契約者の賃金の支払事務を行っている事務所、事業所等のことをいいます。
- (5)賃金の支払者  
ご契約者の賃金の源泉徴収・納税事務を行っているところをいいます。

## B. 退職される時等

### 1. 退職される場合

約款第22・25・42条

保険料払込期間中とそれ以降（48ページで説明の「非課税適用確認申告書」の提出後）で、取扱いが異なります。

#### (1)保険料払込期間中の退職等

##### (a)退職日から2年以内に転職された場合

以下の手続きを退職日から2年以内にするにより、ご契約を継続することができます。

##### ①新しい勤務先が、当社の財形年金制度を採用している場合

「財産形成非課税年金貯蓄勤務先異動申告書」を新しい勤務先を経由して当社へご提出のうえ、保険料のお払込みを再開する必要があります。

##### ②新しい勤務先が、財形年金制度は採用しているが、当社とのお取引がない場合

新しい勤務先のお取引金融機関と新たにご契約いただき「転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」等をご提出された場合、当社のご契約の解約返戻金・積立配当金を新たなご契約に承継することができます。

##### (b)満55歳以上で退職または役員昇格（兼務役員<sup>(※)</sup>を除く）されることにより、その後の保険料のお払込みができなくなる場合

##### ①保険料をすでに5年以上お払込みいただいている場合

勤務先を経由して、保険料払込期間変更のお手続きをいただくとともに、「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書」「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」をご提出いただくことにより、ご契約を継続し年金を受取ることができます。（満55歳で退職される場合、年金支払開始日が変更日の5年後となることがあります。）

##### ②①以外の場合

退職（役員昇格）された日から2年以内にご契約を解約いただくこととなります。

(c)満55歳未満で退職または役員昇格（兼務役員※を除く）されることにより、その後の保険料のお払込みができなくなる場合

退職（役員昇格）された日から2年以内にご契約を解約いただくこととなります。

※役員は、一般には財形法上の勤労者にはあたりませんが、代表権、業務執行権をもたない役員で工場長、部長等の職を兼務し賃金を受けていればご契約を継続することができます。

(2)保険料払込期間終了後（「非課税適用確認申告書」提出後）の退職等

「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書」をご提出いただくことにより、ご契約を継続し、年金を受取ることができます。



## 2. 海外への転勤をされる場合

約款第21・22条

保険料払込期間中とそれ以降（48ページで説明の「非課税適用確認申告書」の提出後）において、取扱いが異なります。

### (1) 保険料払込期間中の海外転勤

(a) 次の場合ご契約は継続することができます。

（ただし、海外勤務中は保険料のお払込みは中断いただきます。）

- ・ 海外転勤後も、現在の勤務先との間に雇用関係が継続し国内において賃金の支払いを受けていること。
- ・ 海外転勤期間は7年以内であること。

(b) 上記以外の場合および以下の手続きを行わなかった場合は、非課税の適用は受けられず解約いただくこととなります。

### 手続きの方法

- ① 出国前に「海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」（特別国内勤務申告書）を必ず提出ください。
- ② 国内勤務に変わられたら、国内勤務されることとなった日から2カ月以内に「海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」（特別国内勤務申告書）を必ず提出ください。保険料のお払込みを再開いただくことができます。

### (2) 保険料払込期間終了後（「非課税適用確認申告書」提出後）の海外転勤

・ ご契約はそのまま継続できます。

（年金支払開始日において生存されているときは年金のお支払いをいたします。）

・ 「海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」（特別国内勤務申告書）の提出は不要です。

### 3. 育児休業等を取得される場合

約款第21条

- (1) 3歳未満の子に係る育児休業等を取得される場合は、「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」(※)(以下、「育児休業等申告書」といいます。)を提出されることにより、育児休業等が2年を超えるときも、ご契約を継続することができます。(ただし、育児休業等の期間中は保険料のお払込みは中断いただきます。)
- (2) 育児休業等終了日直後に迎える賃金控除日に保険料のお払込みが再開されない場合は、非課税の適用は受けられず解約いただくこととなります。

※育児休業等を取得される方すべてに提出義務があるものではありません。中断期間が2年を超えないかぎり、保険料のお払込みは任意に中断いただけます。(「保険料のお払込み○保険料払込中断について(31ページ)」をご覧ください。)ただし、育児休業等の開始日以降に「育児休業等申告書」を提出いただくことはできないため、育児休業等が延び中断期間が2年を超える場合はご契約を解約いただくこととなります。育児休業等の期間や給与の支給状況を勘案いただき、必要に応じてお手続きください。

#### 手続きの方法

- ① 「育児休業等申告書」を必ず育児休業等開始日前に提出ください。
- ② 「育児休業等申告書」を提出後、育児休業等の期間を変更される場合、変更前、変更後の育児休業等の終了日のいずれか早い日までに「育児休業等期間変更申告書」を提出ください。
- ③ 「育児休業等申告書」を提出後、新たに別の子に係る育児休業等を取得される場合、申告いただいているお子様の育児休業等の終了のための「育児休業等期間変更申告書」と、別の子の育児休業等取得のための「育児休業等申告書」を別の子の育児休業等開始日前に提出ください。
- ④ 育児休業等終了日直後に迎える賃金控除日に保険料のお払込みを再開ください。

## C. 保険金等のお支払いについて

### 1. 保険金・給付金のお支払い

約款第5条

(1)被保険者（ご契約者）が年金支払開始日前に死亡または責任開始日以後の傷害もしくは疾病によって所定の高度障がい状態になられたときには、災害死亡（災害高度障がい）保険金または死亡（高度障がい）給付金をお支払いします。

(2)年金支払開始日以後の死亡の場合は未払年金の現価を一時金でお支払いします。

⇒「年金のしくみ」（21ページ）をご覧ください。

⇒「災害死亡（災害高度障がい）保険金のお支払い」（26ページ）または、「死亡（高度障がい）給付金のお支払い」（27ページ）をご覧ください。

⇒「受取人について」（30ページ）をご覧ください。

⇒「受取時の税務処理」（51ページ）をご覧ください。

## 2. 保険金・給付金をお支払いできないことがあります

- (1) **免責事由に該当した場合** 約款第5条  
次のいずれかによって災害死亡保険金または災害高度障がい保険金のお支払事由が生じても、保険金をお支払いすることはできません。なお、この場合には、死亡給付金または高度障がい給付金をお支払いします。
- ①被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - ②災害死亡保険金については、その受取人の故意または重大な過失によるとき（ただし、その方が災害死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。）
  - ③被保険者の犯罪行為によるとき
  - ④被保険者の精神障がいまたは泥酔の状態を原因とする事故によるとき
  - ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
  - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
  - ⑦戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によるとき（ただし、死亡または所定の高度障がい状態になられた方の数によっては、災害死亡保険金または災害高度障がい保険金の全額またはその金額を削減してお支払いすることがあります。）
- (2) **保険給付の原因となる傷病や急激かつ偶発的な外来の事故等が責任開始時前に生じている場合**  
責任開始時前の傷病や急激かつ偶発的な外来の事故等を原因とする場合には、災害死亡保険金、災害高度障がい保険金または高度障がい給付金をお支払いすることはできません。なお、災害死亡保険金をお支払いできない場合は、死亡給付金をお支払いします。
- (3) **詐欺による取消の場合** 約款第26条  
ご契約者または死亡給付金受取人の詐欺によりご契約の締結が行われたものと認められるためにご契約を当社が取消した場合は、保険金・年金・給付金をお支払いすることはできません。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

(4) **不法取得目的による無効の場合** 約款第27条  
ご契約締結の状況、ご契約の成立後の保険金の請求の状況等から、ご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約の締結をされたものと認められるためにご契約が無効とされた場合は、保険金をお支払いすることはできません。  
この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

(5) **重大事由による保険契約の解除の場合** 約款第20条  
次の①から⑤の事由に該当した場合、当社にご契約を解除することがあります。この場合、年金、保険金または給付金をお支払いすることはできず、ご契約者に返戻金をお支払いします。

ただし、④の事由にのみ保険金または給付金の受取人だけが該当した場合で、複数の保険金または給付金の受取人のうちの一部の保険金または給付金の受取人が④の事由に該当したときに限り、保険金または給付金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金または給付金を除いた額を、他の保険金または給付金の受取人にお支払いします。この場合、④の事由に該当した一部の保険金または給付金の受取人にお支払いすることとなっていた保険金または給付金に対応する返戻金を、ご契約者にお支払いします。

①死亡給付金の受取人が、死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき

②ご契約者または保険金もしくは給付金の受取人が、このご契約の災害死亡保険金、災害高度障がい保険金または高度障がい給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき

③このご契約の年金、保険金または給付金の請求に関し、年金、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき

④ご契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人が、反社会的勢力（\* 1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（\* 2）を有していると認められるとき

⑤上記①から④のほか、当社のご契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記①から④と同等の重大な事由があるとき

- \* 1 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- \* 2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。

## D. 解約の時

### 1. 解約について

約款第21・24条

年金支払開始日前に限りご契約を解約することができます。  
(ただし、年金の種類が確定年金の場合は、年金支払開始日以後もご契約を解約することができます。)

解約された場合、その時点での返戻金・積立配当金をお支払いし、差益<sup>\*1</sup>は一時所得として課税され、支払金額が100万円超の場合は支払調書が発行されます。

なお、租税特別措置法施行令に定める災害等の事由が生じたことにより、税務署長の確認を受け、当該災害等の事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までに解約される場合は非課税です。

⇒年金支払開始日以後の解約については「受取時の税務処理」(51ページ)をご覧ください。

○年金の種類が終身年金の場合は、年金支払開始日以後の解約はできません。

○ご契約後23カ月以内における積立金は、払込保険料累計額より少ない金額になります。

⇒「積立金のしくみ・元本割れ期間」(33ページ)をあわせてご覧ください。

○ご契約後23カ月以内の返戻金は、解約控除が適用されるため、積立金より少ない金額になります。

⇒「表5返戻金額例表」<sup>\*2</sup>(110ページ)を参照ください。

※1「主な保険用語のご説明」(19ページ)参照

※2「返戻金額例表」記載の返戻金の変動性について

「返戻金額例表」記載の返戻金の数値は、予定利率年0.7%(2023年11月現在)がそのまま推移したと仮定して計算したものです。

したがって、実際の返戻金は今後の金利水準等により変動することがありますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

## 2. 要件違反による解約

約款第21・22・24条

以下の場合には約款上要件違反となり、ご契約者によって解約されたものとみなします。

この場合、解約されたものとみなした時点での返戻金・積立配当金をお支払いし、差益<sup>\*</sup>は一時所得として課税され、支払金額が100万円超の場合は支払調書が発行されます。

### (1) 保険料が払込まれないまま2年が経過したとき

その時点でご契約者によって解約されたものとみなします。

⇒「保険料払込中断について」(31ページ)をご覧ください。  
ただし、2年経過日が保険料払込終了日以降となる場合は、保険料払込期間終了時の手続きを行うことによりご契約を継続することができます。

⇒「保険料払込期間終了時の手続き」(48ページ)をご覧ください。

### (2) 最後の保険料のお払込みを行うべき日までに、ご契約者が退職、転任、その他の理由によって勤労者でなくなった(役員への昇格も含む)とき

そのときから2年を経過した時点でご契約者によって解約されたものとみなします。

(ただし、2年経過日までに新しい勤務先からの賃金控除により保険料のお払込みがあった場合等にはご契約を継続することができます。)

⇒「退職される場合」(37ページ)をご覧ください。

### (3) 最後の保険料のお払込みを行うべき日までに、次のいずれかに該当したとき

該当日から1年を経過した時点でご契約者によって解約されたものとみなします。

①海外転勤中に国内において賃金の支払いを受けなくなったとき

②出国日から7年以内に国内勤務にならなかったとき

③国内勤務後2カ月以内に「海外転勤者の特別国内勤務申告書」を提出しなかったとき

⇒「海外への転勤をされる場合」(39ページ)をご覧ください。

### (4) 最後の保険料のお払込みを行うべき日までに、育児休業等の取得時に「育児休業等申告書」を提出することにより保険料払込を中断された場合で、育児休業等終了日直後に迎



える賃金控除日に保険料のお払込みが再開されなかったとき  
育児休業等終了日の翌日にご契約者によって解約されたもの  
とみなします。

⇒「育児休業等を取得される場合」(40ページ)をご覧ください。

※「主な保険用語のご説明」(19ページ) 参照

### 3. 債権者等による解約について 約款第23・24条

ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約（年金支払開始日前の解約に限ります。）は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1カ月を経過した日に効力を生じます。

#### ■死亡給付金受取人によるご契約の存続について

○ご契約者の債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が通知された時において、以下のすべてを満たす死亡給付金受取人は、ご契約を存続させる権利があります。

- ・ご契約者の親族であること
- ・ご契約者でないこと

○死亡給付金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1カ月以内に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

### Ⅲ. 保険料払込終了

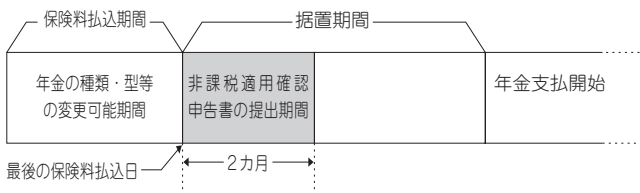
#### 1. 保険料払込期間終了時の手続き

最後の保険料お払込みの約2カ月前に勤務先を經由して手続きのご案内をお届けいたします。

##### お手続きの内容

- ①年金の種類・型等の変更を希望される場合は、最後の保険料払込日までにご連絡ください。
- ②最後の保険料払込日から2カ月以内に、「非課税適用確認申告書」を提出ください。

(例)



- 「非課税適用確認申告書」の提出がないと、年金をお支払いすることができません。
- 保険料払込期間終了後に退職等が生じた場合、「退職等申告書」を提出ください。  
(ただし「非課税適用確認申告書」を先に提出いただくことが必要です。)
- 据置期間は最後の保険料払込日の属する月の翌月契約応当日から最長5年になります。
- 海外転動中に保険料払込期間が終了した場合  
国内勤務になられ「海外転勤者の特別国内勤務申告書※」を提出されるまでに「非課税適用確認申告書※」を提出いただくことが必要です。  
⇒「海外への転勤をされる場合」(39ページ)をご覧ください。  
※国内勤務発令日から2カ月以内に必ず提出ください。

○育児休業等による中断中に保険料払込期間が終了した場合  
育児休業等終了の日の翌日までに「非課税適用確認申告書」  
を提出いただくことが必要です。

⇒「育児休業等を取得される場合」(40ページ)をご覧ください。

---

## Ⅳ. 年金支払開始前

---

### 1. 年金支払開始の手続き

年金支払開始の約2カ月前に、直接お客様あてに年金開始のご案内をお届けいたしますので、年金開始のご案内に記載の期限までに書類をご提出ください。

---

## Ⅴ. 年金支払開始日

---

### 1. 年金支払開始時の取扱い

年金開始の請求を受け、第1回目の年金をお支払いします。  
同時に、年金証書を交付しますので大切に保管ください。

○第2回目以降の年金支払いについて

所定のお支払日前に、お支払案内をお届けいたします。

## (参考) 年金額の計算方法

およその年金額は表1「積立金額例表」(106ページ)と表2「第1回年金額」(107ページ)を使って計算できます。

ご契約例
30歳契約・男性 55歳払込済(25年払込) 60歳年金支払開始(5年据置) 月払保険料10,000円

払込保険料総額300万円
--------------

①第1回年金支払日前日の積立金額を計算します。(年金原資となります。)

表1「積立金額例表」の払込年数(25年)・経過後年数(据置期間5年)から積立金額を計算する積立金額は、

$$302,960 \times (10,000 \div 1,000) = 3,029,600 \text{円}$$

②①で求めた年金原資から第1回年金額を計算します。

①で計算した積立金額に表2「第1回年金額」の率を乗じて年金額を計算する

●10年保証終身年金(定額型)の場合

$$3,029,600 \times 0.0400$$

$$= \boxed{121,200 \text{円}} \quad (\text{百円未満四捨五入})$$

●10年確定年金(定額型)の場合

$$3,029,600 \times 0.1021$$

$$= \boxed{309,300 \text{円}} \quad (\text{百円未満四捨五入})$$

○年金支払開始日以前に積立られている配当金がある場合は、年金額の増額にあてます。また、約款第36条(事情の変更)により、積立金等の計算の基礎(予定利率等)または106ページから110ページの表1～表5を変更することがあります。したがって、上記の年金額は、実際の年金額と異なることがあります。

⇒「社員配当金について」(34ページ)「事情の変更について」(34ページ)をあわせてご覧ください。

## 受取時の税務処理

- (1)年金……………非課税  
    (年金支払開始日後の被保険者の死亡による一時金……………相続税)
- (2)死亡・災害死亡……………相続税\*
- (3)高度障がい・災害高度障がい……………非課税

※災害死亡保険金をご遺族が受取られる場合、相続税法上法定相続人について、一定の金額が非課税となることがあります。ただし、死亡給付金については非課税の取扱いはありません。

○2023年11月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱い等について記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱いについては、所轄の国税局・税務署や税理士等にご確認ください。

○解約時の差益\*<sup>1</sup>に関する税務処理

(1)年金支払開始日前における解約  
    返戻金等……………一時所得

(2)年金支払開始日以後における確定年金の解約

(a)年金支払開始日以後5年以内

- ①契約に定められた年金支払日を超えた年金……………利子所得として源泉分離課税
- ②返戻金等……………一時所得

(b)年金支払開始日以後5年超

- ①契約に定められた年金支払日を超えた年金…非課税
- ②返戻金等……………一時所得

〈注〉年金の種類が終身年金の場合は、年金支払開始日以後の解約はできませんのでご注意ください。

—次の場合には非課税となります—

租税特別措置法施行令に定める災害等の事由が生じたことにより、税務署長の確認を受け、当該災害等の事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までに解約される場合。

※1「主な保険用語のご説明」(19ページ)参照

## ■年金・保険金・給付金のお支払期限について

年金、保険金または給付金のご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日（\*1）の翌日からその日を含めて5営業日以内（\*2）に年金、保険金または給付金をお支払いします。

ただし、当社に提出された書類だけでは確認ができない場合は次のとおりとします。

	年金、保険金または給付金をお支払いするために確認等が必要な場合	支払期限
①	年金、保険金または給付金をお支払いするために確認が必要な次の場合（以下②に該当しない場合） ア. 年金、保険金または給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合 ウ. 死亡給付金の支払事由発生が死亡給付金受取人の故意に基づく可能性がある場合 エ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 オ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日（*1）の翌日からその日を含めて45日以内（*2）にお支払いします。
②	上記①の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合（上記①の「イ」「ウ」および「オ」の確認を行う場合のみ） ウ. 日本国外における確認が必要な場合	請求書類が当社に到着した日（*1）の翌日からその日を含めて180日以内（*2）にお支払いします。

\* 1 請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

\* 2 お支払期限を超えて年金、保険金または給付金をお支払いする場合は、所定の利息をお付けしてお支払いします。

※上記①②の確認等に際し、ご契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金、保険金または給付金をお支払いしません。

## ■年金・保険金・給付金等請求の必要書類一覧表

53・54ページの必要書類以外の提出をお願いすること、または53・54ページの必要書類の一部を省略してお取扱いすることがありますので、年金・保険金・給付金等請求時は相談窓口（111ページ）へお問合せください。

(1)年金・保険金・給付金等請求の必要書類

支払請求内容		必 要 書 類
年 金	第1回の年金	①当社所定の請求書 ②保険契約者の戸籍謄(抄)本 ※ ③保険契約者の印鑑証明書 ※
	第2回以後の年金	①当社所定の請求書 ②保険契約者の戸籍謄(抄)本 ※ ③保険契約者の印鑑証明書 ※ ④年金証書
解約返戻金		①当社所定の請求書 ②保険契約者の戸籍謄(抄)本 ※ ③保険契約者の印鑑証明書 ※
災害死亡保険金		①当社所定の請求書 ②当社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 ③急激かつ偶発的な外来の事故であることを証する書類 ④被保険者の住民票(ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍謄(抄)本) ※ ⑤災害死亡保険金の受取人の戸籍謄(抄)本 ※ ⑥災害死亡保険金の受取人の印鑑証明書 ※
災害高度障がい 保険金		①当社所定の請求書 ②当社所定の様式による医師の診断書 ③急激かつ偶発的な外来の事故であることを証する書類 ④被保険者の戸籍謄(抄)本 ※ ⑤被保険者の印鑑証明書 ※
死亡給付金		①当社所定の請求書 ②当社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 ③被保険者の住民票(ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍謄(抄)本) ※ ④死亡給付金受取人の戸籍謄(抄)本 ※ ⑤死亡給付金受取人の印鑑証明書 ※
高度障がい 給付金		①当社所定の請求書 ②当社所定の様式による医師の診断書 ③被保険者の戸籍謄(抄)本 ※ ④被保険者の印鑑証明書 ※
年金支払開始日 以後の被保険者 死亡の場合の未 払年金現価		①当社所定の請求書 ②当社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 ③被保険者の法定相続人の戸籍謄(抄)本 ※ ④被保険者の法定相続人の印鑑証明書 ※ ⑤年金証書
上乘せ年金支払 特則を適用する 場合		①当社所定の請求書 ②被保険者または配偶者の当社所定の様式による医師の診断書 ③配偶者の戸籍謄(抄)本 ※ ④被保険者の印鑑証明書 ※ ⑤年金証書

※発行日から3カ月以内のものをご提出ください。

## (2)その他請求の必要書類

請求内容	必 要 書 類
死亡給付金受取人の変更	①当社所定の請求書 ②保険契約者の印鑑証明書※
遺言による死亡給付金受取人の変更	①当社所定の請求書 ②保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍謄(抄)本）※ ③法律上有効な遺言書の写し ④保険契約者の相続人であることを証する書類 ⑤保険契約者の相続人の印鑑証明書※ ⑥年金証書
死亡給付金受取人による保険契約の存続	①当社所定の請求書 ②保険契約の存続を請求する死亡給付金受取人が保険契約者の親族であることを証する書類 ③保険契約の存続を請求する死亡給付金受取人の印鑑証明書※ ④債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類

※発行日から3カ月以内のものをご提出ください。



## ■税制上の提出書類

提出を要する場合	提出書類	提出時期	提出先
財形年金積立保険を契約する場合	財産形成非課税年金貯蓄申告書	財形年金積立保険の契約申込書を提出する時	勤務先および当社を經由してご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
	財産形成非課税年金貯蓄申込書		勤務先を經由して当社あて提出
申告した非課税扱いの最高限度額を変更する場合	財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書	—	勤務先および当社を經由してご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
①ご契約者の氏名または住所の変更があった場合 ②勤務先（賃金の支払者）の名称または所在地の変更があった場合	財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書	変更の事由が生じた時から遅滞なく	勤務先および当社を經由してご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
ご契約者が転職等により他の勤務先へ異動した場合	財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書（当社との契約を継続される場合） 転職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書（他の金融機関の契約に承継の場合）	元の勤務先の勤労者でなくなった日から起算して2年以内	他の勤務先および当社（または他の金融機関）を經由してご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
保険料払込期間中に海外転勤により出国する場合	海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書（特別国内勤務申告書）	出国する日まで	出国時の勤務先および当社を經由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
「海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」（特別国内勤務申告書）を提出した者が国内勤務することとなった場合	海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書（特別国内勤務申告書）	国内勤務することになった日から起算して2カ月以内	出国時の勤務先および当社を經由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出

提出を要する場合	提出書類	提出時期	提出先
育児休業等の取得時に「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」を提出することにより保険料払込を中断する場合	育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書	育児休業等開始日前まで	勤務先および当社を經由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
「育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書」提出後、育児休業等の期間を変更する場合	育児休業等期間変更申告書	変更前または変更後の育児休業等終了日のいずれか早い日まで	勤務先および当社を經由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
ご契約を解約する場合	財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書	—————	勤務先および当社を經由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
最後の保険料の払込期日が到来した場合	財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書	最後の保険料の払込期日から2カ月以内	勤務先および当社を經由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書を提出したあと、退職、転任その他の理由により、不適合事由に該当することとなった場合	財産形成年金貯蓄者の退職等申告書	不適合事由に該当した時から遅滞なく	当社を經由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出 この申告書を提出したあと、氏名または住所に変更があった場合には、変更後の氏名または住所ならびにその変更日を当社に書面で通知してください。

## 定款および約款とは

### ■定款とは

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを記載したものです。

### ■約款とは

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載したものです。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、大切なご契約内容を十分ご理解ください。

# 定 款

(昭和22年5月2日制定)  
(令和4年7月5日改正)

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

当社は、日本生命保険相互会社という。英文では、NIPPON LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 一 生命保険業
- 二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- 三 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務、および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- 四 その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

### 第3条 (事務所の所在地)

- 1 当社は、本店を大阪市に置く。
- 2 当社は、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

### 第4条 (機関)

- 1 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
- 2 当社は、取締役および取締役会のほか、次の機関を置く。
  - 一 監査等委員会
  - 二 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 社 員

### 第6条 (社員の範囲)

- 1 当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保

険契約を除き、すべて社員となる。

- 2 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。但し、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

#### **第7条（社員の責任）**

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

#### **第8条（社員の権利義務の承継）**

社員は、当会社の同意をえて、他人にその権利義務を承継させることができる。

#### **第9条（退社員の権利）**

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当会社に対して権利を有しない。

### **第3章 総代会**

#### **第10条（総代会の組織）**

総代会は、社員中から選出された総代で組織する。

#### **第11条（総代の定数）**

総代の定数は、200名とする。

#### **第12条（社員の選挙権およびその代理行使）**

- 1 社員の総代を選挙すべき権利は、各々1個とする。
- 2 前項の選挙権は、他の社員に委任して行わせることができる。

#### **第13条（総代の任期）**

総代の任期は4年とし、重任を妨げない。但し、原則として通算8年をこえることができない。

#### **第14条（欠員の場合の処置）**

- 1 総代に欠員を生じて、定数の半数を下らない間は補欠選挙は行わない。但し、必要があるときはこれを行うことができる。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### **第15条（総代の選挙）**

- 1 総代は、選挙権を有する社員が投票により互選する。
- 2 前項の規定にかかわらず、総代の選挙は、第24条の総代

候補者選考委員会が選考した個々の総代候補者に対し、選挙権を有する社員が行う投票（以下「社員投票」という。）によることができる。

- 3 当会社は、前2項の選挙について公告する。
- 4 第1項または第2項の規定により選挙を実施するときは、選挙期日（第2項の場合には投票締切日をいう。）の直前の6月末現在の社員をもって選挙権を有する社員とみなす。但し、第14条第1項または第16条第3項の規定により選挙を実施するときは、選挙権を有する社員を別に定めて公告する。
- 5 総代の選挙に関する細則は、総代会で定める。

#### **第16条（社員投票）**

- 1 社員投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。
- 2 前項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1に満たないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。
- 3 第1項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1以上に達した候補者があるときは、その員数について改めて第15条に定める選挙を行う。但し、その員数が総代候補者の総数の10分の1以下のときは、次の選挙時に選出することができる。

#### **第17条（議決権およびその代理行使）**

- 1 総代会における総代の議決権は、各々1個とする。
- 2 前項の議決権は、他の総代に委任して行わせることができる。この場合、総代または代理人は、総代会ごとに代理委任状を当会社に提出しなければならない。

#### **第18条（議長）**

総代会の議長には取締役社長が当り、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

#### **第19条（決議方法）**

総代会の決議は、法律または定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

## 第20条（定時総代会の招集）

定時総代会は、毎決算期日より4カ月以内に招集する。

## 第21条（臨時総代会の招集および招集請求権）

- 1 臨時総代会は、取締役会が必要と認めたときに招集する。
- 2 社員総数の1000分の3以上に相当する数の社員もしくは3000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または9名以上の総代は、その目的および理由を記載した書面を代表取締役に提出して臨時総代会の招集を請求することができる。

## 第22条（提案権）

社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、代表取締役に対し、総代会の日の8週間前までに、一定の事項（総代会において決議をすることができる事項に限る。）を総代会の目的とすることを請求し、また総代会の目的である事項につき議案の要領を提出して総代会の招集通知に記載することを請求することができる。

## 第23条（検査役選任請求権）

当会社、社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、総代会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

## 第4章 総代候補者選考委員会

### 第24条（総代候補者選考委員会）

- 1 当会社に総代候補者選考委員会を置く。
- 2 総代候補者選考委員会は、総代の候補者を選考し、社員投票の管理を行うことを任務とする。
- 3 総代候補者選考委員会は、社員中から総代会で選任された選考委員で組織する。
- 4 選考委員の員数は、12名以内とする。
- 5 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として4期をこえることがで

きない。

- 6 総代候補者選考委員会に関する細則は、総代会で定める。

## 第5章 評議員会

### 第25条（評議員会）

- 1 当社は、経営の適正を期するため評議員会を置く。
- 2 評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から提出された会社経営に関する事項を必要に応じ審議することを任務とする。
- 3 評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員で組織する。
- 4 評議員の員数は、25名以内とする。
- 5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として6期をこえることができない。
- 6 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 当社は、評議員会の議事の結果を次の総代会に報告するものとする。
- 8 評議員会に関する細則は、総代会で定める。

## 第6章 取締役および取締役会

### 第26条（員数）

- 1 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、20名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

### 第27条（選任）

取締役は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

### 第28条（任期）

- 1 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了



する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。

3 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

### **第29条（役付取締役および代表取締役）**

- 1 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、会長、社長各1名を選定することができる。但し、会長と社長とは兼ねることができる。
- 2 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

### **第30条（取締役会）**

取締役会は、すべての取締役で組織する。

### **第31条（取締役会の招集通知）**

取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

### **第32条（取締役会の決議の省略）**

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

### **第33条（重要な業務執行の決定の委任）**

当社は、保険業法第53条の23の3第6項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

### **第34条（取締役会規則）**

取締役会に関する事項は、この定款に定めるほか、取締役会で定める取締役会規則による。

### **第35条（報酬等）**

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

## 第36条（取締役の責任免除）

- 1 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第7章 監査等委員会

### 第37条（監査等委員会）

監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。

### 第38条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

### 第39条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、この定款に定めるほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

## 第8章 計 算

### 第40条（決算期日）

当社の決算期日は、毎年3月31日とする。

### 第41条（剰余金の処分）

- 1 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別段積立金その他に処分することができる。
- 2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額に、保険業法施行規則第30条の6で定める比率を乗じた額以上の金額とする。

- 3 社員配当準備金または社員配当平衡積立金の取崩額がその決算期に積み立てる社員配当準備金および社員配当平衡積立金の額に含まれる場合は、前項の計算において、当該取崩額を社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額から控除する。

#### **第42条（社員配当）**

前条の規定により積み立てた社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従って配当する。但し、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

#### **第43条（損失のてん補）**

- 1 決算において不足を生じたときは、別段積立金、その他の任意積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序で取り崩し、不足額をてん補する。
- 2 前項により基金償却積立金を不足のてん補に充当したときは、次年度以後の決算において生じた剰余金は、その充当額の全額をてん補した後でなければ第41条による処分をすることができない。

## **第9章 基金**

#### **第44条（基金の総額）**

当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1兆4500億円とする。

#### **第45条（基金拠出者の権利）**

- 1 当会社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約の定めるところにより、基金拠出契約期間内に、基金の償却を行う。但し、当会社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。
- 2 後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行う。
- 3 当会社は、基金の拠出者に対し、年1割を上限に基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。

#### **第46条（基金の償却方法）**

- 1 当会社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てる。
- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に

相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。

- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第41条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

## 第10章 雑 則

### 第47条（定款の変更）

本定款を変更するには総代会において総代の2分の1以上が出席し、出席総代の4分の3以上の同意を得なければならない。

### 附 則

- 1 令和元年7月2日付改正に関する経過措置  
令和元年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
  - (1)第45条関係
    - 1 令和元年度の基金の拠出者について、第45条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
    - 2 令和元年度に募集した基金が償却された時。
- 2 令和3年7月2日付改正に関する経過措置  
令和3年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
  - (1)第45条関係
    - 1 令和3年度の基金の拠出者について、第45条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
    - 2 令和3年度に募集した基金が償却された時。
- 3 令和4年7月5日付改正に関する経過措置  
当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、令和4年7月5日付改正の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

# 約款目次

この保険の趣旨	69
<b>1. 総 則</b>	
第1条 保険契約関係者	69
第2条 用語の意義	69
第3条 年金の種類	70
第4条 年金の型	70
<b>2. 年金、保険金、給付金の支払</b>	
第5条 年金、保険金、給付金の支払	70
第6条 年金証書の発行	75
第7条 年金、保険金、給付金の請求手続	76
第8条 年金、保険金または給付金の支払の時期 および場所	76
<b>3. 責任開始期</b>	
第9条 責任開始期	77
<b>4. 保険料の払込</b>	
第10条 保険料の払込	78
第11条 財形給付金または財形基金給付金に係る 金銭による保険料払込	79
第12条 転職等の場合の従前の財形年金貯蓄契約に係る 金銭による保険料の払込	79
第13条 保険料累計額の制限	80
<b>5. 社員配当金</b>	
第14条 社員配当金の割当	80
第15条 社員配当金の支払	80
<b>6. 保険契約の解除、解約等</b>	
第16条 告知義務	81
第17条 告知義務違反による保険契約の解除	82
第18条 解除の通知	82
第19条 保険契約を解除できない場合	82
第20条 重大事由による保険契約の解除	83
第21条 保険契約の解約	84
第22条 不適格事由の発生等による保険契約の解約	84
第23条 死亡給付金受取人による保険契約の存続	85
第24条 保険契約の解約等に伴う返戻金の支払	86
第25条 転職等の場合の返戻金に相当する金額の支払	87
第26条 詐欺による取消	87
第27条 不法取得目的による無効	87

<b>7. 保険契約の内容の変更その他の取扱</b>	
第28条	保険契約の内容の変更 ..... 87
第29条	死亡給付金受取人 ..... 88
第30条	死亡給付金受取人の変更 ..... 88
第31条	遺言による死亡給付金受取人の変更 ..... 89
第32条	死亡給付金受取人が2人以上の場合 ..... 89
第33条	年齢の計算 ..... 89
第34条	年齢または性別の誤りの処理 ..... 89
第35条	保険契約者の住所の変更 ..... 90
第36条	事情の変更 ..... 90
第37条	時効 ..... 90
<b>8. 前厚型の年金支払特則</b>	
第38条	前厚型の年金支払特則 ..... 90
<b>9. 上乗せ年金支払特則</b>	
第39条	特則の適用 ..... 91
第40条	社員配当金の支払 ..... 92
<b>10. 年金の分割支払特則</b>	
第41条	年金の分割支払特則 ..... 93
<b>11. 満55歳で退職する場合の保険料払込期間等の変更特則</b>	
第42条	満55歳で退職する場合の保険料払込期間等の変更特則 ..... 93
別表 1	災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払対象となる急激かつ偶発的な外来の事故..... 95
別表 2	災害死亡保険金の支払対象となる感染症..... 98
別表 3	災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払対象となる高度障害状態..... 98
別表 4	必要書類.....100
別表 5	上乗せ年金支払特則の適用対象となる事由.....102
(備考)	財形年金積立保険の税制上の取扱について.....105

# 財形年金積立保険普通保険約款

(昭和57年10月1日制定)

(令和3年3月25日改正)

## (この保険の趣旨)

この保険は、勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成年金貯蓄契約専用のものであり、年金を支払って勤労者の老後の生活の安定をはかるほか、年金支払開始日前に勤労者が死亡したまたは所定の高度障害状態に該当したときは所定の給付を行って家族の生活保障に資することを目的とした保険です。

なお、この保険は、税制上一般の生命保険の場合と異なり、その保険料は生命保険料控除の対象になりませんが、勤労者財産形成年金貯蓄契約として税法が定める優遇措置を受けることができます。

## 1. 総 則

### (保険契約関係者)

**第1条** この保険契約の保険契約者は、保険契約締結の際、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に規定する勤労者とします。

2 この保険契約の被保険者は保険契約者と同一人とします。

3 この保険契約の年金、災害高度障害保険金および高度障害給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。

4 この保険契約の災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は死亡給付金受取人とし、その死亡給付金受取人は第29条（死亡給付金受取人）に規定する者とします。ただし、保険契約者は、第30条（死亡給付金受取人の変更）および第31条（遺言による死亡給付金受取人の変更）の規定により、死亡給付金受取人を変更することができます。

### (用語の意義)

**第2条** この普通保険約款において使用される次の各号の用語の意義は、それぞれ、次のとおりとします。

#### (1) 「積立金額」

「積立金額」とは、この保険契約のために当社が積み立てた責任準備金相当額をいい、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて計算します。

#### (2) 「第1回年金額」

「第1回年金額」とは、年金の種類に応じて、年金支払開始日の前日における積立金額に次に定める割合を乗じて得た金額とします。

##### ① 10年保証終身年金の場合

被保険者の性別、年金の型および年金支払開始年齢に応じて当社が定める割合

② 確定年金の場合

年金支払期間および年金の型に応じて当社が定める割合

(3) 「年金支払開始日」

「年金支払開始日」とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する契約日の年単位の応当日をいいます。

(4) 「年金支払日」

「年金支払日」とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の毎年の応当日をいいます。

**(年金の種類)**

**第3条** 年金の種類は次のとおりとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。

(1) 10年保証終身年金

(2) 確定年金

**(年金の型)**

**第4条** 年金の型は次のとおりとし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。ただし、年金の種類が確定年金のときは第2号の定額型とします。

(1) 逦増型

第1回の年金額は第1回年金額と同額とし、第2回以後の年金額は、前回の年金額に第1回年金額の5%相当額を加算した金額とします。

(2) 定額型

各回の年金額は第1回年金額と同額とします。

## 2. 年金、保険金、給付金の支払

### (年金、保険金、給付金の支払)

**第5条** 年金、災害死亡保険金、災害高度障害保険金、死亡給付金、高度障害給付金の支払は次のとおりとします。



名称		支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	10年保証終身年金	被保険者が、年金支払日に生存しているとき	1. 逓増型の場合 (ア) 第1回の年金額は第1回年金額と同額 (イ) 第2回以後の年金額は前回の年金額に第1回年金額の5%相当額を加算した金額 2. 定額型の場合 第1回年金額と同額	被保険者	
		被保険者が、年金支払開始日以後第10回年金支払日前に死亡したとき	第10回までの年金のうちの未払年金の現価(被保険者の死亡日および年金の型に応じて当社が定める割合を第1回年金額に乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年0.7%の率によって割り引いて計算した金額とします。ただし、第39条(特則の適用)の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。)	被保険者の法定相続人	—
	確定年金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	第1回年金額と同額	被保険者	
		被保険者が、年金支払開始日以後年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	年金のうちの未払年金の現価(被保険者の死亡日および年金の型に応じて当社が定める割合を第1回年金額に乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年0.7%の率によって割り引いて計算した金額とします。ただし、第39条の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。)	被保険者の法定相続人	—

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
災害死亡保険金	<p>被保険者が、責任開始時以後に発生した別表1に定める急激かつ偶発的な外来の事故（以下「急激かつ偶発的な外来の事故」といいます。）を直接の原因として、その事故が発生した日から起算して180日以内で、かつ、年金支払開始日前に死亡したとき</p>	<p>原因となった急激かつ偶発的な外来の事故の発生時における保険料累計額の5倍相当額</p>	死亡給付金受取人	<p>次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の故意または重大な過失</li> <li>2. 死亡給付金受取人の故意または重大な過失</li> <li>3. 被保険者の犯罪行為</li> <li>4. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>7. 地震、噴火または津波</li> <li>8. 戦争その他の変乱</li> </ol>
	<p>被保険者が、責任開始時以後に発病した別表2に定める感染症を直接の原因として、年金支払開始日前に死亡したとき</p>	<p>原因となった疾病の発病時（その疾病が発病した時として、当会社が認定した時をいいます。）における保険料累計額の5倍相当額</p>		

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
災害高度障害保険金	<p>被保険者が、責任開始時以後に発生した急激かつ偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故が発生した日から起算して180日以内で、かつ、年金支払開始日前に、別表3に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始時にすでにあった障害状態に責任開始時以後に発生した急激かつ偶発的な外来の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。</p>	<p>原因となった急激かつ偶発的な外来の事故の発生時における保険料累計額の5倍相当額</p>	被保険者	<p>次のいずれかにより、被保険者が高度障害状態に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者の故意または重大な過失</li> <li>2. 被保険者の犯罪行為</li> <li>3. 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>4. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</li> <li>5. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>6. 地震、噴火または津波</li> <li>7. 戦争その他の変乱</li> </ol>

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
死亡給付金	被保険者が、年金支払開始日前に死亡したとき。ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	被保険者が死亡した日における積立金額	死亡給付金受取人	—
高度障害給付金	被保険者が、責任開始時以後の傷害または疾病を原因として年金支払開始日前に高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始時にすでにあった障害状態に責任開始時以後の傷害または疾病（責任開始時にすでにあった障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。ただし、災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。	被保険者が高度障害状態に該当した日における積立金額	被保険者	

- 2 未払年金の現価が支払われる場合で、被保険者の法定相続人が2人以上あるときは、第32条（死亡給付金受取人が2人以上の場合）第2項および第3項の規定を準用します。
- 3 災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払額の基準となる保険料累計額とは、死亡または高度障害状態の原因となった急激かつ偶発的な外来の事故の発生時または疾病の発病時まで、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれた金額の合計額をいいます。ただし、第1回保険料についてはその原因の発生時後または発病時後に当会社に払い込ま

れた場合であっても、その原因の発生時前または発病時前に払い込まれたものとみなして取り扱います。

- 4 災害死亡保険金が支払われる場合で、死亡の原因となった急激かつ偶発的な外来の事故の発生時後または疾病の発病時後、その死亡時までには第2回以後の保険料が当会社に払い込まれたときは、死亡時における積立金額のうち、その保険料に対応する部分の金額を、災害死亡保険金とともに支払います。災害高度障害保険金が支払われる場合についても、同様とします。
- 5 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- 6 災害死亡保険金または死亡給付金を支払う前に災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払請求を受け、災害高度障害保険金または高度障害給付金が支払われるときは、当会社は、災害死亡保険金および死亡給付金を支払いません。
- 7 災害死亡保険金または死亡給付金が支払われた場合には、その支払後に災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- 8 死亡給付金受取人が故意または重大な過失によって被保険者を死亡させ、災害死亡保険金の支払事由が生じた場合、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、当会社は、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、災害死亡保険金の残額をその他の死亡給付金受取人に支払います。
- 9 第1項の規定にかかわらず、被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当した場合で、その原因により死亡または高度障害状態に該当した者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当会社が認めたときは、当会社はその程度によって、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額を支払いまたは当会社の定めるところによりその金額を削減して支払います。
- 10 災害高度障害保険金または高度障害給付金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時からこの保険契約は消滅したものとします。

#### **(年金証書の発行)**

**第6条** 当会社は、第1回の年金を支払う際に、年金証書を被保険者に発行します。

## (年金、保険金、給付金の請求手続)

**第7条** この保険契約の年金、保険金（災害死亡保険金、災害高度障害保険金をいいます。以下同じ。）または給付金（死亡給付金、高度障害給付金をいいます。以下同じ。）の支払事由が生じたときは、年金、保険金または給付金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

2 支払事由が生じた年金、保険金または給付金の受取人は、別表4に定める必要書類を提出して年金、保険金または給付金を請求してください。

## (年金、保険金または給付金の支払の時期および場所)

**第8条** 年金、保険金または給付金は、前条第2項の必要書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本店で支払います。

2 年金、保険金または給付金を支払うために確認が必要な次の各号に定める場合において、この保険契約の締結時から年金、保険金または給付金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金、保険金または給付金を支払うべき期限は、前条第2項の必要書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

(1) 年金、保険金または給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

この普通保険約款に定める支払事由発生の有無

(2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が生じた原因

(3) 第29条（死亡給付金受取人）第3項、第30条（死亡給付金受取人の変更）第5項または第31条（遺言による死亡給付金受取人の変更）第4項に該当する可能性がある場合

被保険者が死亡した原因

(4) 第17条（告知義務違反による保険契約の解除）に該当する可能性がある場合

当社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

(5) 第20条（重大事由による保険契約の解除）、第26条（詐欺による取消）または第27条（不法取得目的による無効）に該当する可能性がある場合

前3号に定める事項、第20条第1項第4号に該当する

事実の有無または保険契約者もしくは年金、保険金もしくは給付金の受取人のこの保険契約締結の目的もしくは年金、保険金もしくは給付金の請求の意図に関するこの保険契約の締結時から年金、保険金もしくは給付金の請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、年金、保険金または給付金を支払うべき期限は、前条第2項の必要書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の各号に定める日数（各号の複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法に基づく照会  
その他の法令に基づく照会 180日
  - (2) 前項第2号、第3号または第5号に定める事項に関し、保険契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号、第3号または第5号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 前2項の場合、当会社は、その年金、保険金または給付金の受取人に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金、保険金または給付金を支払いません。

### 3. 責任開始期

**第9条** 当会社は、次の時からこの保険契約上の責任を負います。

- (1) この保険契約の申込を承諾した後に、第1回保険料を受け取った場合

保険契約者を雇用している事業主（以下「事業主」といいます。）が第1回保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金（財形法に規定する賃金をいいます。以下同じ。）

から控除した時

(2) 第1回保険料充当金を受け取った後に、この保険契約の申込を承諾した場合

事業主が第1回保険料充当金に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除した時（被保険者に関する告知の前に控除したときは、その告知の時）

- 2 前項による責任開始の日を基準として、事業主と当社とが協議して定めた日を契約日とします。ただし、当社がこの保険契約の申込を承諾した場合で、前項による責任開始の日から契約日までの間に保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その責任開始の日にさかのぼってこの日を契約日とします。
- 3 当社がこの保険契約の申込を承諾した場合には、事業主を通じて、保険契約者に対して書面で通知します。
- 4 当社は、この保険契約の締結時において、保険法第40条および第69条の書面は交付しません。

## 4. 保険料の払込 (保険料の払込)

**第10条** 保険料は、保険料払込期間中、定期に払い込むことを要します。ただし、租税特別措置法施行令に規定する国外勤務期間中または育児休業等期間中は、保険料の払込はできません。

- 2 保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下、本条および次条において同じ。）の払込は、事業主が、その保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、事業主または事業主がこの保険契約に係る事務の委託を行っている財形法に定める事務代行団体（以下「事務代行団体」といいます。）が保険契約者に代って、その金額を保険料として払い込むことによって行うものとします。
- 3 前項の保険料に相当する金額は、事業主または事務代行団体（以下「事業主等」といいます。）と当社との間で締結されたこの保険契約に係る事務の取扱に関する協定（以下「事務取扱協定」といいます。）に基づいてその事業主等から当社の本店または当社の指定した場所に払い込まれた時に、保険料として当社に払い込まれたものとします。
- 4 第1項の保険料の払込方法は、毎月払、毎賞与時払その他当社が定める方法とし、保険契約締結の際、保険契約者が指定するものとします。



## (財形給付金または財形基金給付金に係る金銭による保険料 払込)

**第11条** 保険契約者は、保険料を、前条第2項の賃金からの控除によることなく、財形給付金または財形基金給付金（財形法および同法施行令により、勤労者財産形成給付金契約または勤労者財産形成基金契約に基づき支払われるべき財産形成給付金または財産形成基金給付金をいいます。以下、本条において同じ。）に係る金銭によって、払い込むことができます。

2 前項の保険料の払込は、次の各号に定めるところにより行うものとします。

(1) 当会社が財形法施行令に規定する給付金支払機関（以下、本条において「給付金支払機関」といいます。）を兼ねている場合には、財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を保険料に振り替えることによって行います。ただし、当会社が給付金支払機関を兼ねている場合でも財形法および同法施行令に規定する一括支払機関に指定されていないときは、次号の規定によるものとします。

(2) 当会社が給付金支払機関を兼ねていない場合には、給付金支払機関が財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を保険料として払い込むものとします。

3 第1項の財形給付金または財形基金給付金に係る金銭は、次の各号の時に、保険料として当会社に払い込まれたものとします。

(1) 前項第1号本文のときは、その振替の時

(2) 前項第1号ただし書および第2号のときは、保険料が当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込まれた時

4 第1回保険料または第1回保険料充当金が前3項の規定により払い込まれた場合は、責任開始時は第9条（責任開始期）第1項の規定にかかわらず、前項の各号の時（各号の時が被保険者に関する告知の前の場合には、告知の時）とします。

## (転職等の場合の従前の財形年金貯蓄契約に係る金銭による 保険料の払込)

**第12条** 保険契約者は、財形法および同法施行令の規定に基づき、当会社の定めるところにより、この保険契約の第10条（保険料の払込）の保険料に相当する金額がその保険契約者に支払う賃金から最初に控除される日以前に、当会社以外の財形年金貯蓄取扱機関との間ですでに締結されていた直前の勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る金銭によってこの保険契約の第1回保険料に相当する金額の払込を行うことができます。この場合、この保険契約の責任開始の日は、その払込による

保険料を当会社が受け取った日とします。

#### (保険料累計額の制限)

**第13条** この保険契約について払い込まれた保険料の累計額は、財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された最高限度額（保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。）の範囲内であることを要します。

## 5. 社員配当金

### (社員配当金の割当)

**第14条** 当社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金の中から、毎事業年度末に、その事業年度末に有効な保険契約に対して、主務官庁の認可を得た方法によって計算した社員配当金を割り当てます。

2 前項によるほか、当社は、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対して、社員配当金を割り当てることがあります。

### (社員配当金の支払)

**第15条** 前条第1項によって割り当てた社員配当金は、次の方法で支払います。

(1) 年金支払開始日以前の支払方法

割当を行った次の事業年度における契約日の年単位の応当日から当会社の定める利率による利息を付して積み立てておき、年金支払開始日前にこの保険契約が消滅した場合は保険契約者（災害死亡保険金または死亡給付金支払のときは、その受取人）に支払い、年金支払開始日までこの保険契約が継続した場合はその日に年金額の増額にあてます。ただし、割当を行った次の事業年度における契約日の年単位の応当日が年金支払開始日の場合はその日に年金額の増額にあてます。

(2) 年金支払開始日後の支払方法

割当を行った次の事業年度における年金支払日に、年金額の増額にあてます。この場合、増額された部分を増加年金といい、次に定めるところによります。

- ① 増加年金の型は定額型とします。
- ② 増加年金の年金額は、社員配当金の額によって定めます。
- ③ 増加年金の支払は次のとおりとします。

年金の種類	支払事由	支払額
10年保証 終身年金	被保険者が、年金支払日に生存しているとき	増加年金の年金額
	被保険者が、第10回年金支払日前に死亡したとき	第10回年金支払日までに支払うべき増加年金の未払年金の現価（被保険者の死亡日に応じて当会社が定める割合を増加年金の年金額に乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年0.7%の率によって割り引いて計算した金額とします。ただし、第39条（特則の適用）の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。）
確定年金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	増加年金の年金額
	被保険者が、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	増加年金の未払年金の現価（被保険者の死亡日に応じて当会社が定める割合を増加年金の年金額に乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年0.7%の率によって割り引いて計算した金額とします。ただし、第39条の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。）

- 2 前項の支払前にこの保険契約が消滅した場合には、前条第1項によって割り当てた社員配当金は社員配当準備金に繰り入れます。
- 3 前条第2項によって割り当てた社員配当金は、当会社の定めるところにより支払います。

## 6. 保険契約の解除、解約等 (告知義務)

**第16条** この保険契約の締結の際に、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当会社が所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者は、その書面によって告知することを要します。

## (告知義務違反による保険契約の解除)

**第17条** 保険契約者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

2 当会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、この保険契約を解除することができます。この場合には、当会社は保険金を支払わず、また、すでに保険金を支払っているときにはその返還を請求することができます。

3 前2項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを、保険契約者または死亡給付金受取人が証明した場合には、保険金を支払います。

## (解除の通知)

**第18条** この保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者の住所または居所（通信先を含みます。以下同じ。）が不明の場合、その他正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、死亡給付金受取人に解除の通知をします。

## (保険契約を解除できない場合)

**第19条** 当会社は、次のいずれかの場合には、第17条（告知義務違反による保険契約の解除）による保険契約の解除をすることができません。

(1) 当会社が、この保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき

(2) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者が第16条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき

(3) 保険媒介者が、保険契約者に対し、第16条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(4) 当会社が、この保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1か月が経過したとき

(5) 責任開始の日から起算して2年以内に保険金の支払事由が生じなかったとき

2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者が第16条の規定

により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による保険契約の解除)

**第20条** 当会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

- (1) 死亡給付金受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が、この保険契約の災害死亡保険金、災害高度障害保険金または高度障害給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この保険契約の年金、保険金または給付金の請求に関し、年金、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) 保険契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人が、次の①から④のいずれかに該当する場合
  - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 前4号に定めるもののほか、当会社の保険契約者または年金、保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に定める事由と同等の重大な事由がある場合

2 当会社は、年金、保険金または給付金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した年金、保険金または給付金の支払事由については、当会社は、年金、保険金または給付金（前項第4号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が保険金または給付金の受取人のみであり、かつ、その保険金または給

付金の受取人が保険金または給付金の一部の受取人であるときは、保険金または給付金のうち、その受取人に支払われるべき保険金または給付金をいいます。以下、本項において同じ。)を支払わず、また、すでに年金、保険金または給付金を支払っているときにはその返還を請求することができません。

3 第18条（解除の通知）の規定は、本条の場合について準用します。

#### （保険契約の解約）

**第21条** 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かってこの保険契約を解約することができます。ただし、年金の種類が確定年金の場合は、年金支払開始日以後もこの保険契約を解約することができます。

2 保険料が払い込まれないままで、最後に保険料が払い込まれた日から起算して2年を経過した場合には、この保険契約は、その2年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。ただし、その2年を経過した日が最後の保険料の払込を行うべき日以後となる場合は、この限りではありません。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、当社が定めるところによります。

(1) 租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書を出国する日までに提出した海外転勤者の保険契約

(2) 租税特別措置法施行令に規定する育児休業等を取得する者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書を育児休業等の開始の日までに提出した育児休業等をする者の保険契約

4 第2条（用語の意義）第2号に定める第1回年金額が当社の定める金額に満たない場合は、この保険契約は、年金支払開始日の前日において、保険契約者によって解約されたものとみなします。この場合、第15条（社員配当金の支払）第1項の規定により支払うべき社員配当金は、同条第2項の規定にかかわらず、返戻金とともに保険契約者に支払います。

#### （不適格事由の発生等による保険契約の解約）

**第22条** 保険契約者が、最後の保険料の払込を行うべき日までに、退職、転任その他の理由によって不適格事由（租税特別措置法施行令に規定する不適格事由をいいます。以下、本項において同じ。）に該当した場合には、この保険契約は、その該当した日から起算して2年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。ただし、不適格事由が

生じた日から起算して2年以内に、当会社と事務取扱協定を締結している事業主または当会社と事務取扱協定を締結している事務代行団体に事務の委託を行っている事業主によって支払われる賃金からの控除の方法により保険料が払い込まれた場合には、この限りではありません。

- 2 保険契約者が、最後の保険料の払込を行うべき日までに、継続適用不適合事由（租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適合事由をいいます。）に該当した場合には、この保険契約は、その該当した日から起算して1年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。
- 3 年金の種類が10年保証終身年金の場合で、前2項に定める日が年金支払開始日以後となるときは、前2項の規定にかかわらず、この保険契約は年金支払開始日の前日に保険契約者によって解約されたものとみなします。

#### **（死亡給付金受取人による保険契約の存続）**

**第23条** 年金支払開始日前において、差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険法の施行日以後のこの保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす死亡給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者の親族であること
  - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、死亡給付金受取人は、別表4に定める必要書類を当会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が当会社に到着した日以後、その解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または給付金の支払事由が生じ、当会社が保険金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金または給付金の受取人に支払います。

5 第1項の解約の通知が当会社に到着した日以後、その解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金支払開始日が到来したときは、年金支払開始日の前日における積立金および年金額の増額にあてるべき年金支払開始日における社員配当金の合計額を限度として、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その合計額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を年金の受取人に支払い、この保険契約は消滅します。

**(保険契約の解約等に伴う返戻金の支払)**

**第24条** 当社は、次の各号の場合には、各号の者に返戻金を支払います。

(1) 第17条（告知義務違反による保険契約の解除）または第20条（重大事由による保険契約の解除）の規定による解除の場合

保険契約者（解除の通知を死亡給付金受取人にしたときは、その死亡給付金受取人）

(2) 第21条（保険契約の解約）または第22条（不適格事由の発生等による保険契約の解約）の規定による解約の場合  
保険契約者

2 前項の規定にかかわらず、第20条第1項第4号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金または給付金の一部の受取人に対して同条第2項の規定を適用し保険金または給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金または給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者（解除の通知を死亡給付金受取人にしたときは、第20条第1項第4号に該当した受取人）に支払います。

3 第1項の返戻金は、次の各号に定める金額とします。

(1) 解除または解約が年金支払開始日前の場合

この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて当社が計算して得た金額

(2) 解除または解約（年金の種類が確定年金である場合に限ります。）が年金支払開始日以後の場合

第1回年金額、年金の型および経過期間に応じて当社が計算して得た金額。ただし、第39条（特則の適用）の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。

4 返戻金の請求ならびにその支払の時期および場所については、第7条（年金、保険金、給付金の請求手続）および第8条（年金、保険金または給付金の支払の時期および場所）の



年金に関する規定を準用します。この場合、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 事業主と当会社の間支払に関する取り決めがある場合には、その取り決めにより支払を行うことができます。
- (2) 前条第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第8条第1項から第3項の規定中「前条第2項の必要書類が当会社に到着した日」とあるのは「第23条（死亡給付金受取人による保険契約の存続）第1項に定める解約の効力発生日」と読み替えます。

#### **（転職等の場合の返戻金に相当する金額の支払）**

**第25条** 当会社は、財形法および同法施行令ならびに租税特別措置法施行令に規定するところにより、保険契約者が、最後の保険料の払込を行うべき日までに転職等をした後、当会社と勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務取扱協定の締結がなく、当会社以外の財形年金貯蓄取扱機関と事務の取扱に関する協定を締結している新たな事業主または事務代行団体に事務の委託を行っている事業主に雇用された場合で、かつ、保険契約者がその事業主および新たな財形年金貯蓄取扱機関経由でこの保険契約の返戻金に相当する金額を支払うことを申し出たときは、その新たな財形年金貯蓄取扱機関に直接払い込むことによって、保険契約者に返戻金に相当する金額を支払います。

- 2 前項の場合、当会社は、この保険契約に対して積み立てられた社員配当金があるときは、その返戻金に相当する金額とあわせて支払うものとし、また、この保険契約は、その支払日の前日の終了時に消滅するものとします。

#### **（詐欺による取消）**

**第26条** 保険契約者または死亡給付金受取人の詐欺により、この保険契約を締結したときは、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

#### **（不法取得目的による無効）**

**第27条** 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約を締結したときは、この保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

## **7. 保険契約の内容の変更その他の取扱 （保険契約の内容の変更）**

**第28条** 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当会社の定

めるところにより、次の各号に定める保険契約の内容を変更することができます。

- (1) 保険料の払込方法
- (2) 保険料額
- (3) 保険料払込期間
- (4) 年金支払開始日
- (5) 年金の種類
- (6) 年金の型
- (7) 確定年金の年金支払期間

- 2 前項の規定による保険契約の内容の変更は、保険契約者がその勤務先に係る勤労者の資格を有している間に限り取り扱うものとし、この場合には、保険契約者は、これらの変更手続を事業主を通じて行うことを要します。

#### (死亡給付金受取人)

**第29条** この保険契約の死亡給付金受取人は、被保険者の配偶者（内縁関係にある者を除きます。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序に従い、先順位にある者とし、

- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、この保険契約の締結の際、死亡給付金受取人を定めることができます。
- 3 死亡給付金が支払われる場合で、被保険者の死亡が前2項に規定する受取人の故意によるときは、死亡給付金受取人（前2項に規定する受取人のうち一部の受取人の故意によるときは、その部分の死亡給付金受取人）は被保険者の法定相続人とし、

#### (死亡給付金受取人の変更)

**第30条** 保険契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じるまでは、当会社に対する通知により死亡給付金受取人を変更することができます。

- 2 前項の通知をするときは、保険契約者は、別表4に定める必要書類を当会社に提出してください。
- 3 第1項の通知が当会社に到着する前に変更前の死亡給付金受取人に災害死亡保険金または死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から災害死亡保険金または死亡給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- 4 前条第2項の規定によって定められた死亡給付金受取人または本条第1項の規定による変更後の死亡給付金受取人が、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じるまでに死亡して変更されていないときは、前条第1項の規定を適用します。

- 5 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、前条第3項の規定を準用します。

#### (遺言による死亡給付金受取人の変更)

**第31条** 前条の規定によるほか、保険契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により死亡給付金受取人を変更することができます。

- 2 前項による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。

- 3 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、別表4に定める必要書類を当会社に提出してください。

- 4 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、第29条(死亡給付金受取人)第3項の規定を準用します。

#### (死亡給付金受取人が2人以上の場合)

**第32条** 第29条(死亡給付金受取人)第1項に規定する同順位の者が2人以上ある場合または同条第2項の規定によって定められた死亡給付金受取人もしくは前2条の規定による変更後の死亡給付金受取人が2人以上ある場合には、これらの者の受取割合は均等とし、第29条第3項(前2条において準用する場合を含みます。)に規定する死亡給付金受取人が2人以上ある場合には、これらの者の受取割合は法定相続割合とします。

- 2 同順位の者または死亡給付金受取人が2人以上ある場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、この保険契約について他の者を代理するものとします。

- 3 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が死亡給付金受取人の1人に対して行った行為は、他の者に対してもその効力を有するものとします。

#### (年齢の計算)

**第33条** 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

#### (年齢または性別の誤りの処理)

**第34条** 被保険者の年齢について誤りが発見された場合に、契約日およびその事実が発見された時の実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、この保険契約を取り消すことができ、この場合、すでに払い込まれた保険料(保険料に相当する額を含みます。)は、保険契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて、当会社の定める方法で保険契約の継続に必要な処理を行います。

- 2 被保険者の性別について誤りが発見された場合は、実際の性別に基づいて、当会社の定める方法で保険契約の継続に必要な処理を行います。

#### (保険契約者の住所の変更)

**第35条** 保険契約者がその住所または居所を変更した場合には、ただちに当会社に通知してください。

- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合には、当社が知った最後の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到着したものとみなします。

#### (事情の変更)

**第36条** 当社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの保険契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法およびその関係法令の改正により特に必要があると認めたときには、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の規定または保険料、積立金額等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。

- 2 前項の規定により、この普通保険約款の規定または保険料、積立金額等の計算の基礎を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

#### (時効)

**第37条** 年金、保険金、給付金、返戻金その他の払戻金または社員配当金を請求する権利は、これらを行することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

## 8. 前厚型の年金支払特則

**第38条** この特則は、第4条（年金の型）に規定する年金の型にかえて、前厚型の年金を支払う場合に適用します。

- 2 保険契約者は、保険料払込期間満了の日の2週間前までに、当会社の定めるところにより、前厚型の年金支払を請求することができます。ただし、第1回年金額が当会社の定める金額に満たないときは取り扱いません。

- 3 前厚型の年金の支払額については、次の各号のとおりとします。

- (1) 第1回から第5回までの年金額  
第1回年金額と同額
- (2) 第6回以後の年金額  
第1回年金額の50%相当額

- 4 第2項の規定による前厚型の年金支払の請求は、保険契約者がその勤務先に係る勤労者の資格を有している間に限り取り扱うものとします。この場合には、保険契約者は、前厚型

の年金支払の手続を事業主を通じて行うことを要します。

## 9. 上乗せ年金支払特則 (特則の適用)

**第39条** この特則は、被保険者または被保険者の配偶者（内縁関係にある者を含みます。以下「配偶者」といいます。）が別表5に定める事由に該当している場合、年金の受取人が年金支払開始日後に次の各号に定める内容の上乗せ年金の支払を請求したときに適用します。この場合、請求のあった日から1か月を経過した後の最初に到来する年金支払日を上乗せ年金の年金支払開始日とし、この特則を除く普通保険約款が適用される年金（増加年金を含みます。以下「基本保険年金」といいます。）とともに上乗せ年金を支払います。

(1) 上乗せ年金の年金支払期間は、当会社の定める範囲内で年金の受取人が指定した期間とします。ただし、2年以上であることを要します。

(2) 上乗せ年金の種類は確定年金とします。

(3) 上乗せ年金の型は定額型とします。

(4) 上乗せ年金の年金額は、上乗せ年金の年金支払開始日の前日における基本保険年金の積立金のうち、第3項の規定により短縮される年金支払期間（年金が支払われなくなる年金支払期間をいいます。）において支払うべき年金のための積立金に、当会社の定める率を乗じて計算します。

2 次のいずれかに該当する場合には、この特則による上乗せ年金の支払は取り扱いません。

(1) 年金の型が前厚型の場合

(2) 確定年金で年金支払期間が当会社の定める範囲外の場合

(3) すでに上乗せ年金の支払を取り扱っている場合

3 本条の上乗せ年金の支払を行った場合には、基本保険年金については次のとおり取り扱います。

(1) 10年保証終身年金の場合

① 残存保証期間内の年金支払期間を上乗せ年金の年金支払期間まで短縮します。

② 上乗せ年金の年金支払期間経過後の保証期間中は年金を支払いません。

③ 保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。この場合、基本保険年金の支払額は、この特則の適用がなかった場合の支払額と同額とします。

(2) 確定年金の場合

残存年金支払期間を上乗せ年金の年金支払期間まで短縮します。

- 4 第5条（年金、保険金、給付金の支払）第1項の規定にかかわらず、本条の上乗せ年金の支払を取り扱った場合には、被保険者が上乗せ年金の年金支払開始日以後上乗せ年金の年金支払期間中の最後の上乗せ年金の年金支払日前に死亡したときに限り、未払年金の現価を被保険者の法定相続人に支払います。この場合には、未払年金の現価は、最後の上乗せ年金の年金支払日までに支払うべき年金のうちの未払年金の現価とします。
- 5 この特則の適用を請求するときは、年金の受取人は、別表4に定める必要書類を提出してください。
- 6 この特則を適用した場合には、年金証書に裏書します。

#### （社員配当金の支払）

**第40条** この特則を適用した場合には、第14条（社員配当金の割当）第1項の規定によって割り当てた社員配当金は、次に定めるほか、第15条（社員配当金の支払）第1項第2号の規定により支払います。

##### (1) 上乗せ年金支払期間中の支払

割当を行った次の事業年度における年金支払日に、上乗せ年金の年金額の増額にあてます。この場合、増額された部分を増加年金といい、次に定めるところによります。

- ① 増加年金の種類は確定年金とします。
- ② 増加年金の型は定額型とします。
- ③ 増加年金の年金支払期間満了の日は上乗せ年金の年金支払期間満了の日と同一とします。

##### (2) 10年保証終身年金における上乗せ年金の年金支払期間経過後の支払

上乗せ年金の年金支払期間経過後の保証期間中に支払われる社員配当金は、割当を行った次の事業年度における年金支払日から当会社の定める利率による利息を付して積み立てておき、保証期間中に被保険者が死亡したときは被保険者の法定相続人に支払い、保証期間経過後の最初の年金支払日に被保険者が生存しているときはその日に年金額の増額にあてます。この場合、保証期間中に被保険者が死亡したときの被保険者の法定相続人が2人以上あるときは、第32条（死亡給付金受取人が2人以上の場合）第2項および第3項の規定を準用します。

- 2 第15条第1項第2号の規定にかかわらず、前条の上乗せ年金の支払を取り扱った場合には、被保険者が上乗せ年金の

年金支払期間中の最後の上乗せ年金の年金支払日前に死亡したときに限り、増加年金の未払年金の現価を被保険者の法定相続人に支払います。この場合には、増加年金の未払年金の現価は、最後の上乗せ年金の年金支払日までに支払うべき増加年金の未払年金の現価とします。

## 10. 年金の分割支払特則

**第41条** この特則は、年金の支払について、年1回払にかえて分割支払を取り扱う場合に適用します。

2 保険契約者は、保険料払込期間中に限り、当会社の定めるところにより、本条の年金の分割支払を請求することができます。ただし、年金額が当会社の定める金額に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。

3 前項の規定により、年金の分割支払を行った場合には、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 被保険者が死亡したことにより、その死亡日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分の現価を被保険者の法定相続人に支払います。この場合、被保険者の法定相続人が2人以上あるときは、第32条（死亡給付金受取人が2人以上の場合）第2項および第3項の規定を準用します。

(2) 年金の種類が確定年金の場合で、第21条（保険契約の解約）第1項の規定により、この保険契約が解約され、その解約の日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、その未支払分の現価を保険契約者に支払います。

4 第2項の規定による年金の分割支払の請求は、保険契約者がその勤務先に係る勤労者の資格を有している間に限り取り扱うものとします。この場合には、保険契約者は、年金の分割支払の手続を事業主を通じて行うことを要します。

5 第8条（年金、保険金または給付金の支払の時期および場所）の適用にあたっては、「前条第2項の必要書類が当会社に到着した日」とあるのは「分割した年金額の対応する年金支払日、半年単位の応当日または3か月単位の応当日」と読み替えます。

## 11. 満55歳で退職する場合の保険料払込期間等の変更特則

**第42条** この特則は、保険契約者が保険料払込期間中に満55歳で退職するため、その後の保険料の払込ができない場合に適用します。この場合には、保険契約者は事業主を通じ当会

社にこの特則の適用を申し出ていただくことが必要です。この申出があった保険契約については、次項以下の取扱を行います。

- 2 前項の保険料の払込ができない場合に該当することとなる日の直後の契約日の月単位の応当日（以下「変更日」といいます。）に、次の変更が行われたものとして取り扱います。
  - (1) 保険料払込期間満了の日は、変更日の前日とします。
  - (2) 年金支払開始日は、第2条（用語の意義）第3号にかかわらず、変更日の翌日から起算して5年を経過する日とします。
  - (3) 第1回年金額は、前号に規定する年金支払開始日の前日の積立金額によって定まる額とします。
- 3 変更日が契約日の年単位の応当日と異なるときには、次のとおり取り扱います。
  - (1) 変更日の直前の契約日の年単位の応当日から変更日の前日までの経過期間に応じて、当会社の定めるところにより計算した社員配当金については、第14条（社員配当金の割当）第1項の規定を適用して割り当てます。
  - (2) 前号の規定によって割り当てた社員配当金については、第15条（社員配当金の支払）第1項の規定を準用して支払います。この場合、「契約日の年単位の応当日」とあるのは「変更日」と読み替えます。
  - (3) 第14条第1項の規定により変更日後に割り当てた社員配当金については、第15条第1項の規定を準用して支払います。この場合、「契約日の年単位の応当日」とあるのは「変更日の年単位の応当日」と読み替えます。



## 別表1 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払対象となる急激かつ偶発的な外来の事故

対象となる急激かつ偶発的な外来の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる急激かつ偶発的な外来の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥（吸引） 胃内容物の誤嚥（吸引）（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥（吸引）（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥（吸引）（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30） 中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50） 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）

分類項目（基本分類コード）		除外するもの
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3.	加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4.	法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・合法的処刑（Y35.5）
5.	内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

## 別表2 災害死亡保険金の支払対象となる感染症

対象となる感染症とは、財形法第6条第1項第2号ハに規定する政令で定める特別の理由のうち、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませう。）である感染症をいいます。以下同じ。）を含みます（ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症または指定感染症に該当する期間中に被保険者が死亡した場合に限りませう。）。

## 別表3 災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 備 考

### 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

### 4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または、上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

## 別表4 必要書類

### (I)年金、保険金、給付金の請求書類

項目	必要書類
第1回の年金の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 被保険者の戸籍抄本</li> <li>3. 被保険者の印鑑証明書</li> </ol>
第2回以後の年金の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 被保険者の戸籍抄本</li> <li>3. 被保険者の印鑑証明書</li> <li>4. 年金証書</li> </ol>
災害死亡保険金の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 当会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書</li> <li>3. 急激かつ偶発的な外来の事故であることを証する書類</li> <li>4. 被保険者の住民票 (ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本)</li> <li>5. 災害死亡保険金受取人の戸籍抄本</li> <li>6. 災害死亡保険金受取人の印鑑証明書</li> </ol>
災害高度障害保険金の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 当会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>3. 急激かつ偶発的な外来の事故であることを証する書類</li> <li>4. 被保険者の戸籍抄本</li> <li>5. 被保険者の印鑑証明書</li> </ol>
死亡給付金の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 当会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書</li> <li>3. 被保険者の住民票 (ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本)</li> <li>4. 死亡給付金受取人の戸籍抄本</li> <li>5. 死亡給付金受取人の印鑑証明書</li> </ol>
高度障害給付金の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 当会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>3. 被保険者の戸籍抄本</li> <li>4. 被保険者の印鑑証明書</li> </ol>
年金支払開始日以後の被保険者死亡の場合の未払年金現価の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 当会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書</li> <li>3. 被保険者の法定相続人の戸籍謄本</li> <li>4. 被保険者の法定相続人の印鑑証明書</li> <li>5. 年金証書</li> </ol>

項目	必要書類
上乗せ年金支払特則を適用する場合の請求	1. 当会社所定の請求書 2. 被保険者または配偶者の当会社所定の様式による医師の診断書 3. 配偶者の戸籍抄本 4. 被保険者の印鑑証明書 5. 年金証書

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

## (Ⅱ) その他の請求書類

項目	必要書類
1. 死亡給付金受取人の変更	1. 当会社所定の請求書 2. 保険契約者の印鑑証明書
2. 遺言による死亡給付金受取人の変更	1. 当会社所定の請求書 2. 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本） 3. 法律上有効な遺言書の写し 4. 保険契約者の相続人であることを証する書類 5. 保険契約者の相続人の印鑑証明書 6. 年金証書
3. 死亡給付金受取人による保険契約の存続	1. 当会社所定の請求書 2. 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人が保険契約者の親族であることを証する書類 3. 保険契約の存続を申し出る死亡給付金受取人の印鑑証明書 4. 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

## 別表5 上乗せ年金支払特則の適用対象となる事由

対象となる事由とは、次の各号のいずれかに該当した場合をいいます。

1. 傷害または疾病により、責任開始時以後に次のいずれかの身体障害の状態に該当した場合
  - (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
  - (2) 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
  - (3) 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
  - (4) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
  - (5) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
  - (6) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくはは1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
  - (7) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくはは1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
  - (8) 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
  - (9) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
  - (10) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
  - (11) 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの
  - (12) 10足指の用を全く永久に失ったもの
  - (13) 1足の5足指を失ったもの
2. 上乗せ年金支払特則の適用を請求するときにおいて、医師の診断により6か月以上の療養が必要と証明された場合

## 備考

1. 眼の障害（視力障害）
  - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が、0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
  - (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。



(4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

## 2. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものとはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

## 3. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

## 4. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、そのつど他人の介護を要する状態をいいます。

## 5. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

## 6. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

#### 7. 手指の障害

(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

#### 8. 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

(備考)

## 財形年金積立保険の税制上の取扱について

(令和5年11月現在)

この保険は、勤労者財産形成年金貯蓄契約として、次に定めるところにより、税制上の優遇措置を受けることができます。

1. この保険の年金の額からその年金の額に所得税法施行令第183条第1項第2号に規定する割合を乗じて計算した金額を差し引いて得た金額（これを「差益」といいます。）に関する所得税は非課税になります。
2. 上記1の優遇措置を受けるためには、租税特別措置法第4条の3に規定する手続きをとることを要します。
3. 以下の場合には、租税特別措置法および同法施行令の規定により、上記1の優遇措置を受けることができなくなります。ただし、租税特別措置法施行令に規定する災害等の事由を原因とし、その事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間に、租税特別措置法施行令に規定する手続きを行った上、返戻金の支払を受けた場合には、この限りではありません。
  - (1) この保険契約が解約されたとき（普通保険約款第21条）
  - (2) 退職・転任その他の理由により、不適格事由または継続適用不適格事由に該当することとなった場合で、所定の手続きがなされなかったとき（普通保険約款第22条）
  - (3) 保険料の払込が2年間中断された場合（普通保険約款第21条）
4. この保険の払込保険料は、生命保険料控除の対象にはなりません。

## 当社の定めるところにより計算される金額について

- 約款上当社の定めるところにより計算される金額について、各表のとおり、その計算方法または計算例を記載しております。
- なお、将来、約款第36条（事情の変更）の規定に基づき、各表の数値を変更することがあります。

**表 1 ■積立金額例表**

（保険料を毎月1,000円ずつ払込んだ場合）

保険料払込年数	保 険 料 払 込 期 間 中	保 険 料 払 込 期 間 経 過 後		
		保 険 料 払 込 期 間 経 過 後 の 年 数		
		1 年	3 年	5 年
年	円	円	円	円
1	12,000	—	—	—
2	24,000	—	—	—
3	36,010	—	—	—
4	48,030	—	—	—
5	60,050	60,080	60,150	60,220
7	84,110	84,160	84,260	84,360
10	120,260	120,330	120,470	120,620
15	180,660	180,770	180,980	181,200
20	241,250	241,390	241,680	241,980
25	302,030	302,210	302,580	302,960
30	363,010	—	—	—

## 表2 ■ 第1回年金額

第1回年金額は、年金支払開始日の前日における積立金額に下表の率を乗じて得た金額とします。

〈10年保証終身年金の場合〉

年金支払 開始年齢	積立金額に乗ずる率					
	男 性			女 性		
	逓増型	定額型	前厚型	逓増型	定額型	前厚型
60歳	0.0233	0.0400	0.0668	0.0175	0.0325	0.0560
61歳	0.0242	0.0411	0.0683	0.0181	0.0333	0.0572
62歳	0.0251	0.0423	0.0698	0.0188	0.0342	0.0584
63歳	0.0261	0.0434	0.0714	0.0195	0.0350	0.0597
64歳	0.0272	0.0447	0.0731	0.0202	0.0360	0.0610
65歳	0.0283	0.0460	0.0748	0.0210	0.0369	0.0624
66歳	0.0295	0.0473	0.0766	0.0219	0.0380	0.0639
67歳	0.0307	0.0488	0.0785	0.0228	0.0391	0.0654
68歳	0.0320	0.0502	0.0804	0.0237	0.0402	0.0670
69歳	0.0334	0.0518	0.0824	0.0248	0.0415	0.0687
70歳	0.0348	0.0534	0.0844	0.0259	0.0428	0.0705
71歳	0.0364	0.0552	0.0865	0.0270	0.0441	0.0724
72歳	0.0380	0.0569	0.0887	0.0283	0.0456	0.0743
73歳	0.0397	0.0588	0.0910	0.0296	0.0472	0.0764
74歳	0.0415	0.0607	0.0933	0.0310	0.0488	0.0786
75歳	0.0434	0.0627	0.0956	0.0326	0.0506	0.0808

〈確定年金の場合〉

年金支払期間	積立金額に乗ずる率	
	定額型	前厚型
6年	0.1679	—
10年	0.1021	0.1354
15年	0.0693	0.1030

### 表3 ■未払年金の現価

未払年金の現価は、被保険者の死亡日に応じて、第1回年金額に下表の率を乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年0.7%の率によって割引いて計算した金額とします。ただし、約款第39条の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。

〈10年保証終身年金の場合（第10回までの年金のうちの未払年金の現価）〉

被 保 険 者 の 死 亡 日	第1回年金額に乗ずる率		
	逓増型	定額型	前厚型
第1回の年金支払日以後、第2回の年金支払日前	11.031	8.841	6.420
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	10.040	7.886	5.448
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	8.992	6.924	4.469
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	7.885	5.956	3.483
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	6.720	4.980	2.490
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	5.496	3.998	1.999
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	4.200	3.000	1.500
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	2.850	2.000	1.000
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	1.450	1.000	0.500

〈確定年金の場合（年金のうち未払年金の現価）〉

被 保 険 者 の 死 亡 日	第1回年金額に乗ずる率				
	6年	年 金 支 払 期 間			
		10年		15年	
		定額型	前厚型	定額型	前厚型
第1回の年金支払日以後、第2回の年金支払日前	4.980	8.841	6.420	13.519	8.758
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	3.998	7.886	5.448	12.596	7.803
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	3.000	6.924	4.469	11.667	6.840
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	2.000	5.956	3.483	10.732	5.871
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	1.000	4.980	2.490	9.790	4.895
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	—	3.998	1.999	8.841	4.421
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	—	3.000	1.500	7.886	3.943
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	—	2.000	1.000	6.924	3.462
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	—	1.000	0.500	5.956	2.978
第10回の年金支払日以後、第11回の年金支払日前	—	—	—	4.980	2.490
第11回の年金支払日以後、第12回の年金支払日前	—	—	—	3.998	1.999
第12回の年金支払日以後、第13回の年金支払日前	—	—	—	3.000	1.500
第13回の年金支払日以後、第14回の年金支払日前	—	—	—	2.000	1.000
第14回の年金支払日以後、第15回の年金支払日前	—	—	—	1.000	0.500

**表4 ■増加年金の未払年金の現価**

増加年金の未払年金の現価は、被保険者の死亡日に応じて、増加年金の年金額に下表の率を乗じて得た金額を、被保険者の死亡日からその直後の年金支払日の前日までの期間について年0.7%の率によって割引いて計算した金額とします。ただし、約款第39条の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。

〈10年保証終身年金の場合（第10回年金支払日までに支払うべき増加年金の未払年金の現価）〉

被 保 険 者 の 死 亡 日	増加年金の年金額に乗ずる率
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	7.886
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	6.924
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	5.956
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	4.980
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	3.998
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	3.000
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	2.000
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	1.000

〈確定年金の場合（年金支払期間中に支払うべき増加年金の未払年金の現価）〉

被 保 険 者 の 死 亡 日	増加年金の年金額に乗ずる率		
	年金支払期間		
	6年	10年	15年
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	3.998	7.886	12.596
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	3.000	6.924	11.667
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	2.000	5.956	10.732
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	1.000	4.980	9.790
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	—	3.998	8.841
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	—	3.000	7.886
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	—	2.000	6.924
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	—	1.000	5.956
第10回の年金支払日以後、第11回の年金支払日前	—	—	4.980
第11回の年金支払日以後、第12回の年金支払日前	—	—	3.998
第12回の年金支払日以後、第13回の年金支払日前	—	—	3.000
第13回の年金支払日以後、第14回の年金支払日前	—	—	2.000
第14回の年金支払日以後、第15回の年金支払日前	—	—	1.000

**表5 ■返戻金額例表**

〈年金支払開始日前の場合〉

(保険料を毎月1,000円ずつ払込んだ場合)

保険料 払込 年数	保険料払込 期 間 中	保険料払込期間経過後		
		保険料払込期間経過後の年数		
		1年	3年	5年
年	円	円	円	円
1	11,960	—	—	—
2	24,000	—	—	—
3	36,010	—	—	—
4	48,030	—	—	—
5	60,050	60,080	60,150	60,220
7	84,110	84,160	84,260	84,360
10	120,260	120,330	120,470	120,620
15	180,660	180,770	180,980	181,200
20	241,250	241,390	241,680	241,980
25	302,030	302,210	302,580	302,960
30	363,010	—	—	—

〈年金支払開始日以後の場合 (確定年金に限る)〉

(第1回年金額1万円について)

解除日または解約日	年金支払期間				
	6年	10年		15年	
		定額型	前厚型	定額型	前厚型
	円	円	円	円	円
第1回の年金支払日	49,460	87,800	63,750	134,250	86,970
第2回の年金支払日	39,700	78,310	54,100	125,090	77,480
第3回の年金支払日	29,880	68,760	44,380	115,860	67,930
第4回の年金支払日	19,990	59,140	34,590	106,570	58,300
第5回の年金支払日	10,000	49,460	24,730	97,220	48,610
第6回の年金支払日	—	39,700	19,850	87,800	43,900
第7回の年金支払日	—	29,880	14,940	78,310	39,160
第8回の年金支払日	—	19,990	9,990	68,760	34,380
第9回の年金支払日	—	10,000	5,000	59,140	29,570
第10回の年金支払日	—	—	—	49,460	24,730
第11回の年金支払日	—	—	—	39,700	19,850
第12回の年金支払日	—	—	—	29,880	14,940
第13回の年金支払日	—	—	—	19,990	9,990
第14回の年金支払日	—	—	—	10,000	5,000

(注) 約款第39条の規定により上乗せ年金支払特則を適用した場合には、別に定める計算によります。



本 店 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

東京本部 〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

※当社最新情報はホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.nissay.co.jp>

## ■ ご相談やお問合せ先

○ご契約についてのご照会は、以下の相談窓口へお問合せください。

○年金開始以後の手続きについては財形管理課までお問合せください。

○受付時間 月～金曜日 9:00～17:00  
(祝日、12/31～1/3を除く)

### 〈相談窓口〉

財 形 管 理 課：電話番号 0120-981-818(通話料無料)

東京職域サービスセンター：電話番号 0120-981-535(通話料無料)

(上記の電話番号は2023年11月現在のものです。)

# MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....





ご契約についてご連絡、ご照会の際は、氏名・ご住所・契約コード・勤務先をご確認のうえ、当冊子末尾に記載の相談窓口へお問合せください。